

令和元年9月愛荘町議会定例会会議録

令和元年9月6日（金）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 7号 平成30年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 3 議案第28号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第29号 愛荘町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第30号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第31号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第32号 愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第33号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第34号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第35号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第36号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第37号 愛荘町環境基本計画審議会条例を廃止する条例
- 日程第13 議案第38号 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額を定める条例を廃止する条例
- 日程第14 議案第39号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第15 議案第40号 滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて
- 日程第16 議案第41号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第17 議案第42号 財産の取得につき議決を求めることについて
- 日程第18 議案第43号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第44号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1

号)

- 日程第20 議案第45号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第46号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第23 議案第48号 平成30年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第24 議案第49号 平成30年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第25 議案第50号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第26 議案第51号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第27 議案第52号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第28 議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第31

出席議員（14名）

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 澤田源宏君 | 2番 村西作雄君 |
| 3番 森野隆君 | 4番 西澤桂一君 |
| 5番 村田定君 | 6番 伊谷正昭君 |
| 7番 高橋正夫君 | 8番 外川善正君 |
| 9番 徳田文治君 | 10番 河村善一君 |
| 11番 吉岡 忽ミ子君 | 12番 瀧 すみ江君 |
| 13番 辰己保君 | 14番 竹中秀夫君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	石田政則君
教育長	徳田寿君	会計管理者	中村治史君
教育次長	青木清司君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
総務担当政策監	上林市治君	福祉担当政策監	岡部得晴君
産業担当政策監	中村喜久夫君	まちづくり協働課長	西川傳和君
経営戦略課長	陌間秀介君	建設・下水道課長	水谷徹也君
学校教育担当課長	田中幹雄君	住民課長	廣瀬猛君
くらし安全環境課長	羽田順行君	農林商工課長	北川三津夫君
生涯学習課長	本田康仁君	人権政策課長	藤居祐司君
福祉課長	生駒秀嘉君	税務課長	北村章夫君
下水道担当課長	阪本崇君	子ども支援課長	森まゆみ君
健康推進課長	木村美紀君		

事務局職員出席者

議会事務局長	徳田郁子	書記	宮川佳衣奈
--------	------	----	-------

開議 午前9時30分

◎開議の宣告

○議長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。北川教育振興課長より欠席届が出ていますので、報告をいたします。座って失礼をいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開会を9時としておりましたが、議会放映の機械の不都合により開会が遅れましたこと、お詫び申し上げます。

◎議事日程の報告

○議長（竹中秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

町長より、昨日の一般質問における発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。町長。

○町長（有村国知君） おはようございます。昨日の一般質問におきまして、村西議員および吉岡議員への働き方改革に関連する答弁中、当該課長会の開催日を5月15日と申し上げましたが、6月20日の誤りでありましたので、ご訂正を申し上げます。

なお、5月15日は課長会において、時間外の縮減について周知をさせていただいたものでございました。その後の6月20日および7月16日において、働き方改革を集中したものでございます。

○議長（竹中秀夫君） ただいまの発言の訂正の申し出を許可します。

○議長（竹中秀夫君） 日程第1 一般質問を行います。

本日は9月5日に引き続き、3名の一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江、一般質問を行います。

まず初めに、子どものインフルエンザ予防接種への補助について、質問します。昨年度の冬、インフルエンザが大流行し、警報が出され、学級閉鎖が相次ぎました。このよ

うな状況下、子どもに苦しい思いをさせたくないという思いで予防接種を受けさせる保護者も多いのですが、1人につき2回の接種で負担が重いという声を冬になるとお聞きしています。予防接種を受ければ、インフルエンザにかかった場合でも軽い症状になるということです。保護者の切実な声に応えるため、子どものインフルエンザ予防接種への補助を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 瀧議員のご質問の「子どものインフルエンザ予防接種への補助」について、お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、昨年度もインフルエンザの流行により学級閉鎖がありました。流行前には、個別に医療機関で予防接種をされる家庭も増えてきております。しかしながら、インフルエンザの予防接種は終生免疫でなく、毎年流行するインフルエンザの型が異なり、ワクチンの効果率が75～86%であるということ、インフルエンザの接種率が全体で38.6%という調査結果から、社会全体でインフルエンザの蔓延を予防することは難しいと考えられています。

昨年9月議会でもご質問いただき、ご答弁させていただいておりますが、子どものインフルエンザの予防接種は、予防接種法で定期接種として位置づけられていないことから、補助は行いません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

今答弁で、予防接種法で定期接種として位置づけられていないというふうに答弁を伺いましたけれども、滋賀県ではまだどこもこのような補助はされていないと思うのですけれども、ほかの市町では住民の要望が多いということで、滋賀県の中の他市町の知り合いの議員の方からも、ほかの町でも要望が多いということもお聞きしています。

そして、定期検診として位置づけられていないという、本当に法律のことなんですけれども、法律で位置づけられていないといっても、ほかの県では助成を実施している市町もありますし、石川県では本当に多くの市町が助成を、形は様々だと思います。前にも質問で取り上げましたけれども、助成をされています。そういう現実があるわけなんですけれども、ちょうど今も言っていたように1年前、9月議会で、一般質問でこのことを取り上げたあとに、今私が申し上げたように、とてもインフルエンザが流行っていた時ですけれども、冬になって町内の医院で知り合いのお母さんにお会いしたのです。

そして、その時は子どもにインフルエンザの予防接種を受けさせるのに来ているということで、私が9月議会で一般質問で取り上げたのをご存じで、お金がかかるので、実施してほしいということを、切実な声を言っておられました。

保健センターにも健診などで子育て世代の方がたくさん来ておられるのですが、保護者の方、こういう声は出ていないのかどうか、答弁を求めておきます。

○議長（竹中秀夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 今ほどの瀧議員の再質問にお答えさせていただきます。

赤ちゃんの健診等で、私ども健康推進課の方に来てくださる保護者の方から助成等の声はないのかということでお伺いをしたかと思えます。確かに予防接種にかかる費用ということについてご質問いただくことはございますけれども、ほかの終生免疫に関する予防接種を無料で摂取させていただいている点、あるいはインフルエンザの予防法として手洗いやマスクの着用、咳エチケット等、周辺への感染を拡大することと、身体を十分に鍛え、流行時には外出を控えたり、十分な栄養を取っていただいて身体づくりをしていただける等々の指導をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今わかりにくかったのですがけれども、指導されているのは大変ありがたいことで、よくわかったのですが、来られたお母さん方、ちょっと相談などの話の会話の中で、そんな声を課長自ら、また職員の方、そういう声を聞いておられないのかどうかというところをもう少し答弁でわかりにくかったので、もう一度お願いします。

○議長（竹中秀夫君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 再質問にお答えさせていただきます。

私（課長）に直接聞かせていただくということはありません。ただ、健診等で「予防接種を受けた」ということの報告を受けたということは聞いております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。担当課だけの問題ではなくて、子育て支援、そしてインフルエンザで学級閉鎖が少なくなるためにも、やはり軽度に症状を抑えられるということも言えますので、全体で考えていただきたい問題でありますので、今後の検討をお願いして、次の質問に行かせてもらいます。

次に、学校・幼稚園教育について、4点質問します。1点目に、特別支援教育における保護者の相談体制とその対応・充実のために必要なことについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 瀧議員のご質問の「特別支援教育における保護者の相談体制とその対応・充実のために必要なこと」について、お答えをいたします。

障がいのある子どもの保護者は、園児・児童・生徒の現在の学校・園生活のみならず、就学先や進路先、将来について大きな不安を抱えておられます。また、その障がいに応じて地域の学校か特別支援学校か、通常学級か特別支援学級か等、迷われる場面も少なくございません。

そこで、各校には「特別支援教育推進委員会」を設け、関係教員が組織的対応で特別支援教育における保護者の相談体制を取っております。

また、各校に「特別支援教育コーディネーター」を、校務分掌の1つとして位置づけているところでございます。これらの教員は、保護者相談の窓口となるとともに、特別支援教育の理解促進の中心となる担当者でございます。また、その対応・充実のために、保護者が親として、また障がいのある我が子の擁護者や支援者として、教師と対等な立場で教育に主体的に参画できるように後押しすることが求められ、保護者とのコミュニケーションを深め、専門的な助言を行うなどして、保護者との信頼関係を築くことが重要であると考えております。そのために、特別支援教育推進委員会でケースを検討し、時には外部有識者を招へいして検討を行っているところでございます。

また、愛知郡・犬上郡で特別支援教育の専門家が保護者の相談に乗る就学相談もございますので、その周知徹底も行っております。

今後も、特別支援教育推進委員会を保護者相談の窓口とし、保護者にとってよりよい支援となりますよう、一層の特別支援教育の対応・充実に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。今、答弁をいただきましたが、その中で特別支援教育コーディネーターの方が校務分掌の1つとして位置づけられているというのを伺いました。

このコーディネーターの方ですけれども、各校に配置、1人ずつかですか、何人かわかりませんが、各校にいらっしゃるのか、それとも2校で1人とか、何校で1人

とか、そういうことになっておられるのかということをお聞きしたいので、答弁をお願いします。

また、平成27年度から平成31年度の愛荘町教育大綱を見ますと、「相談体制の充実」となっているところに、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置」という記述があります。こちらは特別支援教育の相談体制には関わっておられないのかどうかについて、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） まず、再質問の1点目の「コーディネーターの設置状況」でございませけれども、これは、各校に1人はその業務を担う者として位置づけているところでございます。

そして、2点目の「スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーが特別支援教育に係る相談に関わることがあるのか」というご質問であったと思えますけれども、スクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーは、町内におきましてはどこかの学校を拠点にして活動するというところで、1校に1人という形の配置ではございませけれども、学校側の要望等あるいは保護者のニーズ等によりまして、必要に応じてそうしたケース会議に加わるということにはございます。そういうことで、答弁をさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。特別支援教育コーディネーターの方が各校に1人は配置されていて、その方が相談体制の中心的な役割を担っておられるということがわかりました。

先ほども答弁の中でありましたように、保護者に寄り添う相談体制の実践というのが何よりも必要と考えるところです。具体的には保護者のお話をよく聞いて、関係機関とも連携し、最良の解決策を提案できることだと思います。私も特別支援学級の子どもさんが入っておられる保護者の方に声を聞いていまして、そういう相談をしたけれども、満足度に欠けるというような旨の意見もお聞きしているところです。そういう意見ですけれども、何が原因なのかということも調査・検証もしていただいて、やはり保護者に寄り添う相談活動を実践していただくことを求めるところですけれども、これに対しての答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○**教育長（徳田 寿君）** ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、残念ながら学校現場において保護者の思い、あるいはニーズ、子どもさんの困り感、そうしたものを十分に受け止め切れていないという現状があることを私も認識してございます。やはり直接関わる機会の多い担任を中心に、特別支援教育に係る一層の見識を深め、十分保護者あるいは子どもさんに寄り添って、現状を十分把握し、そして複眼で、担任だけでなく、あるいはコーディネーターだけでなく、多くの教員が様々な角度から子どもさんの壁となっているものがどういうものなのか、困り感がどういうものなのか、そういうものを丁寧に見極め、そして保護者方と、どうすることがその子どもさんにとって少しでも前へ進むことなのかということを、共に考えるということが大事なのではないかと。そのあたり、非常に理論的なことかも知れませんが、そうしたことを丁寧に積み上げていくことではないかというふうに考えております。

○**議長（竹中秀夫君）** 12番、瀧君。

○**12番（瀧 すみ江君）** ありがとうございます。本当にご丁寧にご答弁いただきました。ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

それでは、2点目ということで、昨年の9月議会で、中学校での通級指導教室の設置を求めました。小学校で通級指導教室に通っている生徒や、特別支援学級には該当しないが課題を抱えている生徒が、中学に入学した時に必要なのではないかと考えたからです。その時の教育委員会の答弁は、県教育委員会に要望していきたいということでしたので、早期の設置に向けて引き続き県に要望することを求めます。

○**議長（竹中秀夫君）** 教育長。

○**教育長（徳田 寿君）** ただいまのご質問の「中学校での通級教室の早期の設置に向けて、引き続き県に要望することを求める」について、お答えをいたします。

通級指導教室とは、学校教育法施行規則に基づき平成5年から制度化された学びの場で、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、学習上・生活上の困難を改善・克服するための指導を受ける場でございます。

令和元年5月1日現在、県内の小学校通級指導教室は69教室で1,351名の児童が通級をし、中学校通級教室は17教室で268名の生徒が通級をしております。

愛荘町における小学校通級指導教室の設置は、愛知郡・犬上郡の広域で進めておりますので、今年度、大滝小学校に通級指導教室が新設され、合計3教室となり、愛知川東

小教室には 20 名、甲良東小教室には 11 名、大滝小教室には 10 名、合計 41 名の児童が通級をしております。

中学校通級指導教室の設置についても、愛知郡・犬上郡の中で調整をしながら、検討を進めていくことが必要であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12 番、瀧君。

○12 番（瀧 すみ江君） 12 番、瀧 すみ江です。本当に早期の中学校通級指導教室が実現できるように、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

やはり通級指導教室は、普通学級に入っている生徒さんが入られますので、特別支援学級までではなくて、普通教室の中でいろんなことが大丈夫な方、そういう方でも少し課題があるという場合もありますので、そういう保護者の声もお聞きしております。中学になったらそういうところがあったらいいのにといいことで、それでこのような質問も行わせていただきますので、ぜひその点をお汲み取りいただきまして、今後の検討課題としてよろしくお願ひします。

それでは、次の質問をさせていただきます。3 点目として、3 月議会では、県が今年度から廃止するといっていた「学ぶ力向上支援事業補助金 1 町 500 万円・6 町で 3,000 万円」の継続について質問し、昨年度末に要望活動を行い、今年度予算として上程されたとの答弁でした。今年度だけの上程ではなく、来年度から廃止にならないよう、引き続きの継続を 6 町で県に要望することを求めます。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問の「学ぶ力向上支援事業の継続を県に要望すること」について、お答えをいたします。

「学ぶ力向上支援事業」は、町における教育水準の維持・向上を図るため、指導的立場で的確に対応できる常勤の教育職員を置くことに要する経費に対して、これまで補助交付を受けてきたところでございます。しかしながら、現行制度には課題もあることから、議員のご質問にもある「継続」ではなく、新たな補助制度の「新設」を構築しようとして、これまで 3 回にわたって県と 6 町教育委員会が協議を行ってまいりました。

現在も町の課題解決や特色ある教育を推進するために、よりよい補助金制度となるよう、県に対して協議、強く要望を実施しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12 番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。本当に、県の方で今年度廃止にというような方針が出されていたのですけれども、もっともっと前に廃止になりそうなところを、それを廃止にならないように、たぶんいろんな要望を町からもされたと思うのですけれども、廃止にならないように持っていかれた、そういうことがあります。

ですから、今答弁いただいたような動きというのは初めてお聞きしたわけですが、このような補助金、形を変えても廃止になるのではなくて、引き続き6町に補助金が受けられるように、今後とも6町で力を合わせて要望を実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これについても答弁は結構です。

次に4点をさせていただきます。4点目に、町は今年度予算で小学校や幼稚園の支援員の時給を100円引き下げ、勤務時間の短縮なども行ったとのこと。このような弱い立場の方々へのしわ寄せは、教育の充実にもつながらない行為だと考えます。現場の声と状況を把握し、そこで起こっている問題に対しては改善することを求めます。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問の「支援員の充実を求めることについて」に、お答えをいたします。

これまで幼稚園には、3歳児を中心に担任とともにクラス経営を支援する保育支援員や、給食の配膳指導などを行う生活支援員を配置してまいりました。また小学校には、1年生のクラス数に応じて、生活支援や給食の配膳指導を行う生活支援員を設置してまいりました。

今後、現場の状況を把握し、教育の充実につながり、子どもたちのためになるよう検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。

今年度予算の上程の時には時給1,000円、それが900円になったということの把握はできたわけですが、時間の短縮のことは把握できませんでした。これについてどういう状況になっているのか。時間の短縮がどのようにされているのかについて、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） ただいまのご質問の支援員の時間短縮についてでございますが、30年度につきましては、小学校の支援員は4.5時間の200日というような計算

でそれぞれ計算をさせていただいております。

31年度につきましては、複数おるうちの1人につきましては、2学期までの勤務というところで、ただいま教育長が答弁を申しました「小1ギャップ」、幼稚園から小学校に入学した時のギャップを収めるための支援員というところがございますが、それについては2学期までというところで、652時間で計算をしたところがございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。そうすると、これは、今の答弁ですけれども、どのように、今聞いても短縮についてどういうふうになったのかがわかりません。

それで、30年度の4.5時間という単位に合わせた短縮の状況を、これがどういうふうになったのかというような状況を、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 支援員の小学校ですが、複数おるうちの1人につきましては、4.5時間の200日というところで、900時間ということでございます。

複数おるうちのもう1人につきましては、4.5時間で652時間ということでございますので、割り戻すと145という日数になります。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。ですから、時間短縮の事実があったのかどうなのかということと、4.5時間と最初言われたわけですから、4.5時間がどうなったのか。例えば4.5時間が4時間になったとか、それならわかるのですが、こういう言われ方をしても把握できませんので、つまり1日に4.5時間なんですから、1日の時間帯がどうなったとか、そういうふうな説明の仕方をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 1日の勤務時間単価については、去年度も今年も一緒でございます。4.5時間で計算をさせていただいております。

200日といいますのは、土曜日・日曜日・祝日、それから長期の夏休み・春休み・冬休み、そういったものを抜かせていただいた、学校での稼働日数が200日と計算をさせていただいております。そのうち、145日と言いますのは1学期・2学期の稼働日数ということでございますので、昨年度から比較をしますと、お1人の稼働日数が減ったというのが現実でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。1日の勤務時間は減らないけれども、日数が減ったという把握でいいのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 1日の時間日数は変わりませんが、勤務の日数が1月期分減ったということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。このような、時給が下がり、そして勤務日数が減ったということになります。このように、私が質問を先にしていますように、やはり現場の声というのを調査して、その方の声をよく聞いてほしいということがあります。

それについては、どういうふうを受け止められているのか、していただけるのかどうかということについて、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

例えば生活支援員につきまして、その支援員の方の役割の重要性というのは、私も現場におりましたので十分承知しているつもりでございます。教育という場におきまして、生身の子どもに向き合っているという、そういう特殊な役割がございます。そういう事柄も踏まえまして、今後、総合的に検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今、本当に教育長の答弁で、そのように答弁をいただいてよかったと思うのですが、やはり何事も中心人物だけでは物事は進みませんし、それを補助している方々も含めて、学校運営に関わっている部署のどこが欠けても成り立たないという考え方を持つべきだと思います。

それは、子どもたちの教育にも取り入れられています。もうすぐ運動会が行われますけれども、運動会で行われる組み立て体操、全員の力が1つにまとまってこそ、成功します。

支援員の方は、今、答弁では、そういう目で見られるというのはありがたいのですが、支援員の方は、学校・園運営になくてはならない存在だと思います。その

支援員の方が実質、給与が1割カット、時給の1割がカットされ、今答弁をお聞きしますと日数も減らされているわけで、そのようなことを押し付けられたわけです。弱い立場の支援員を大切にしない町の姿勢は、「人権尊重のまち」の理念にも反したことであり、子どもたちへの教育理念にも矛盾していると考えます。

これに対する答弁は、今年度の予算を編成し、総合教育会議の主催者である町長にお聞きしたいと思いますが、このような状況をどのように考えますでしょうか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご質問をいただきました。ご答弁を申し上げます。

やはり、今後も現場の状況を把握しながら、教育の充実につながり、子どもたちのためになるように検討を進めていくということでございます。以上、答弁を申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今の質問、把握しておられなかったのか、わかりませんが、本当に、それではちょっと誠意がない答弁と言わざるを得ませんし、納得できないところです。できませんけれども、時間の関係もありますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は最後ですけれども、同和行政について質問します。

2016年に差別を解消することを目的に、3つの法律が施行されました。障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消法です。障害者差別解消法には、差別的言動の禁止のほかに、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備が定められ、例えば手話通訳の設置や段差の解消などのバリアフリーへの具体的な条件づくりが定められました。他の2つ、ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消法は、どちらかと言えば差別的言動の禁止についての定めであり、人権教育の充実を目指している内容だと考えます。

同和施策については、必要かつ合理的配慮の部分、つまり生活環境については完了されました。部落だから貧しい、隔離されているという状況はなくなり、一般的には生活の中で「部落」という言葉を使うことさえなくなりました。しかし、町には「同和行政」が現在も存続しています。

2018年から2027年の第2次愛荘町総合計画には、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消」という文言がありますが、部落差別も障がい者差別・女性差別などの人

権問題の1つであり、部落差別だけを特化する必要はありません。現に愛荘町人権教育推進協議会の会議・講演会では、部落問題が特化されることはなく、人権問題の1つとして取り上げられています。

私は役員として川久保の夏祭りに参加しましたので、各自治会の皆さんが本当に頑張って協力して夏祭りの準備・運営・後片づけをしておられるということや、たくさんの人々が夏祭りに来て楽しんでおられることも知っています。こうした交流を否定しませんが、同和行政の一環として取り組むのではなく、地域の自治会の総意として取り組んでいくことが大切なのではないでしょうか。交流会も、「1自治会」対「他のいろいろな自治会」でなく、いろいろな自治会同士が交流する方が、いろいろな情報交換ができると思います。

滋賀県内でも、同和行政の到達点を踏まえ、取り組みによって流れを変えている市町があります。東近江市は、すべての隣保館を地元自治会に無償譲渡しました。米原市では、2つの隣保館を地元自治会に無償貸与し、市全体の人権施策を行う拠点施設を1つにしました。お隣の豊郷町も、2つの隣保館を1つに統合した施設を建設しました。ほかの市町も段々と変化しています。

超高齢化社会に向かって、自治会の組織が10年後にどうなっているのか、との話題も出ています。税金の使い道も、弱い者へのしわ寄せをするのではなく、みんなが幸せに暮らせるよう、有効な使い道を工夫する時代に来ていると思いますし、町内のすべての自治会への平等な施策の展開なども求められます。

愛荘町の将来を見据えて、同和行政の廃止に向けた意思変革と実行に取り組んでいくことが大切と考えますが、これについての見解を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） 瀧議員のご質問、「同和行政の廃止に向けた意識改革と実行に取り組んでいくことへの見解を求める」について、お答えいたします。

2016年に施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」の意義といたしまして、部落差別が今なお存在することを認知していること、部落差別の解決を初めて法律で明記したこと、部落差別の解消のための施策実施を国および地方公共団体の責務としたこと、部落問題に関する教育および啓発の実施を明記したこと、などがあげられます。法的根拠もないのに取り組む必要がないという、後ろ向きの姿勢を打破する法律でもあります。

第2次愛荘町総合計画の「人権尊重社会の実現の現状と課題」において、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消」と記述していますのは、部落差別は日本固有の重大な人権問題であり、部落差別問題を学ぶことによって、女性や高齢者・障がい者など様々な人権問題を理解し、様々な差別や偏見をなくすための学習につながっているからであります。

「交流夏まつり大会」などの各種交流事業は、部落問題の早期解消を目指して、近隣地域住民が組織されています地域総合センター運営委員会の活動として、年間事業計画に基づき取り組まれています事業であります。また、町人権教育推進協議会地域推進部会で行っていただいております「ふれあい交流活動促進事業」の目的は、地域総合センターを有する自治会と町内自治会が、交流活動や意見交換を中心に実施されている事業でありまして、自治会の主体性のもと、顔の見える交流を目的に積極的に進められていると認識しております。

隣保館の譲渡・統合および同和行政の廃止への見解につきましては、平成29年度に実施いたしました「人権に関する町民意識調査」によりますと、住宅を選ぶ際の忌避意識が今も存在すること、若年層における部落差別解消への関心が低いこと、結婚問題へのこだわり感が今も存在することなど、今も部落差別解消に至っていない実情であることや、平成24年度から平成28年度まで愛荘町内でも差別事件が発生しているこの現状、また、部落差別解消推進法が制定されたことを踏まえまして、3地域総合センターの機能の充実を図りながら、一日も早いこの問題の解消に向けた取り組みを今後も進めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今、答弁もいただいたわけですがけれども、昨日も辰己議員より、同和行政について質問されております。その時は副町長が答弁されたわけですがけれども、その中で「差別がある限り同和行政を続ける」ということを言われ、そしてまた、部落差別は心理的差別ということも言われました。今も答弁もありましたし、インターネットの書き込みが多く、大きな問題として取り上げられていますけれども、結婚差別とか忌避意識とか、どれもこれも心理差別です。

心理差別は、人権教育の取り組みで解決できることではないでしょうか。差別がある限り同和行政を続ける意味はないと考えます。差別がある限り人権教育を頑張って強化するというなら納得できますけれども、どうでしょうか。副町長の答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田正則君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

部落差別がある限り同和行政は、しっかりと行政として取り組んでいかなければならないというところで申し上げたところでございます。町民意識調査におきましても、先ほどありましたように、住居の忌避意識なり、まだいろいろな差別を感じておられるという調査結果で出ております。そういった形での意識面での教育・普及・啓発というところも大切だと思っております。

また、行政として様々な取り組みをするということも大切だと思っておりますが、一方では同和関係者の皆さんが主体的に取り組んでいただくという自立意識の向上も大切というふうに考えておまして、両面で取り組みを進めていきたいという思いで昨日は答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今言われたことでも、結局、意識の中のものですよね。障害者差別解消法にあるような合理的配慮、そういうことではなく、意識の中での改革、今どれもそういうようなことというふうになります。

ですから人権教育、盛んにおこなわれていますけれども、それについては講演を聞いても納得できる場所もありますし、それは別に皆さんがそういう意識を持っていただけるように、人権感覚というか、そういうことを持っていただけるような機会になるのですから、それはやっていただけたらいいわけです。

それが教育と行政というのは、一緒にされるというのは、それはちょっとおかしいのではないかと私は思います。ですから、例えば人権教育の中で女性差別とかそういう勉強をします。女性差別は現にありますということでやっても、別に同和行政というように女性行政でするわけではないですし、それと同じように考えたら、人権教育の中でいけることではないかと思っておりますけれども、もう一度答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） 議員がおっしゃるように、すべての人の人権が守られる教育と啓発が大切でございます。しかしながら、この行政の責務として取り組むには、同じ日本人として生まれて、生まれたところの場所や、また住んでいるところというだけで、いまだにこの問題の解決がなされていないこと、それがやはり町民意識調査の結果でも明らかに今も解消されていないことが明らかになっていること。また、国

の法律におきましても、明治4年の解放令以降、この問題が、心理的な差別が日本人の心の中にまだ解消されていない。ですからこれは行政の責務であり、国民的課題として重要な人権問題として、その責任の中で取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。9月1日ですけれども、第51回愛知・犬上郡人権教育研究大会が甲良町で開催されて、私は人権教育推進員として通知を受けたので、参加させていただきました。

その時に資料として、滋賀県人権センターが発行している「ワークで対話で学び合う、今ある部落差別」という冊子が配られました。待ち時間に会場で中を開けて読んでみましたが、プライバシー権、事前登録型本人通知制度、不当な土地問い合わせ、公正採用選考、インターネット上の部落差別、結婚差別のことが書かれていて、最後に、「誰もが生きやすい社会や、差別をなくしていくためインクルージョン」、みんなが混ざって生きていくという意味だと思いますけれども、そういうものを大切にという言葉でまとめられています。

誰もが生きやすい社会は、バリア（障壁）の克服で実質的な平等を目指すこと、インクルージョンは、同じ範囲の中でいろいろな人々がかかわりながら一緒にいる、ということを描いて、クイズ形式みたいな形で書いてありまして、このような滋賀県が発行している冊子は、みんな平等の社会をつくろうということ、結局最後に言っているわけです。これを読みまして、もっともなことで違和感なく読むことができました。

そして、開会行事であいさつをされた部落解放同盟の代表の方は、差別をした人を糾弾するのではなく、差別そのものを糾弾するという考え方をしているということをおっしゃいました。20数年前になりますが、差別落書きがあったとあって、行政が各自治会で住民集会を開き、書いた人は名乗り出てくださいと犯人捜しをしたことがありますが、そのころとは変わってきたのだなと思いました。

次に、記念行事として三重人権教育啓発研究会代表の松村智広さんの講演があり、ご本人の体験に基づいた、退屈させない話術で、わかりやすいお話をさせていただきました。その中で一番印象に残ったことは、「自分の愚かさに気づいた時に人権感覚を高めることができる。それは他人ができることではなく、自分自身でするしかない」というような内容でした。これも本当にそのとおりの感想を持ちました。やはり、自分が何か

言って、「そんなことを言ってしまった」と考える、そのことから自分を磨くことにつながるということを思いました。

そして、9月1日というのは、本当に各行政機関の方、副町長や教育長、議長、職員の方も参加されていまして、それぞれの感想をお持ちだと思いますけれども、私は、全体を通して同和問題は人権問題の中の1つと自然に感じられる時代になってきたと感じたわけです。その場所に居心地の悪さを感じなかったのも、そういうふうにしたのだと思います。自然に話も聞くことができたし、そういうふうな感想を持ちました。

愛荘町では、先ほどからさんざん言っているように、「部落差別をはじめとするあらゆる差別」とか、「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題」という言葉をまことしやかに使っています。私は、愛荘町の第一歩は、この「部落差別をはじめとする」「同和問題をはじめとする」という言葉を取り去ることだと考えます。「はじめ」の意味は、「代表として」ですから、同和問題を人権問題の代表としているという意味になります。ですから、これは私は間違っていると思います。それぞれの人権侵害を受けた本人にとっては、一番深刻な人権問題になりますから、間違っていると思います。ですから、行政が人権問題と平等に扱わず、差別していることになります。先ほどの講師の方の言葉のように、自分の愚かさに気づいた時に人権感覚を高めることができる。それは他人にできることではなく自分自身でするしかないので、行政自身が間違った言葉を使っているという認識の愚かさに気づいて、自らが取り組まなければならない課題だと思います。

ですから、できることから始めたらよいと思います。同和問題の廃止に向けての第一歩として、「部落差別をはじめとする」「同和問題をはじめとする」という言葉を取り去ることを求めますが、これについて答弁を求めます。長くなりましてすみません。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） 答弁の方との繰り返しになりますけれども、すべての人権を大切に、お互いに違いというのは、それぞれ一人ひとり、顔も性格も性別もいろいろな違いがあります。それを認め合うのが人権の尊重ということでありましてけれども、繰り返しになりますけれども、同和問題というのは、お互いの違いが何もないのに、今なお差別意識が残っているということで、このことがやはりいろんな人権問題を勉強していく中で重要なものであり、このことがやはり愛荘町にとっても、同和問題をはじめとすとあらゆる人権を学んでいきたいというのは、第2次総合計画にも掲げていますように、そういった目的で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君）　　ここで暫時休憩といたします。再開を40分からといたします。

休憩　午前10時27分

再開　午前10時40分

○議長（竹中秀夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　村田　定君

○議長（竹中秀夫君）　　5番、村田　定君。

〔5番　村田　定君登壇〕

○5番（村田　定君）　　5番、村田　定です。一般質問を行います。一問一答でお願いをいたします。2項目についてお尋ねをいたします。

まず1点目、マイナンバー制度について、お尋ねをいたします。マイナンバーとは、住民一人ひとりが持つ12桁番号で、複数の機関で管理していた税や社会保障など情報をすぐに識別できるよう導入されました。カードの交付は、2016年1月から開始されました。2019年11月5日からは、マイナンバーカードに旧姓（旧氏）が併記できるようになり、また、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにする改正健康保険法などが国会で可決成立しました。2021年3月までの利用開始を目指して、デジタル社会の中核になるように進められています。

政府は、カードの普及を促す対策をまとめ、保有するメリットを相次ぎ打ち出していますが、普及率は全国的には1割強にとどまっている状態です。そこで、担当課長に町の現状と取り組みについてお尋ねをいたします。

1点目、愛荘町のカードの普及率についてお尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君）　　住民課長。

○住民課長（廣瀬　猛君）　　村田議員のご質問の「愛荘町のカードの普及率」について、お答えいたします。

愛荘町のマイナンバーカードの国からの交付枚数は2,383枚で、8月末現在の普及率、人口に対します交付枚数率でございますけれども、11.18%です。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君）　　5番、村田君。

○5番（村田　定君）　　次に移ります。

今、普及率をお聞きいたしました。このカードの普及率を促進するための方法について、質問をいたします。1つは、自治体職員が企業などへ出向き、カード取得の申請を一度に受け付けるようにする。会社で申請をして、カードが自宅に郵送されれば、申請者が増えると思います。

次に、企業だけでなく、その場でカード申請ができる「出張ブース」をつくることのできないか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 住民課長。

○住民課長（廣瀬 猛君） 村田議員のご質問の2点目、「カードの普及率を促進するための方法」について、お答えいたします。

マイナンバーカードの交付は、必ず申請者本人と職員が確認しなければならず、その方法は大きく2つに分けられ、申請時に確認する「申請時来庁方式」と、交付時に確認します「交付時来庁方式」がございます。

本町では、申請者が自分の都合のよいときにマイナンバーカードを申請でき、その後、役場に送られてきたマイナンバーカードを本人確認のうえ確実に本人に手渡すことのできる「交付時来庁方式」をとっております。

現在の交付方式においても、少しでもマイナンバーカードを取得していただきやすいよう、月1回、日曜日に休日交付日を設け、交付日の予約の案内通知を送らせていただいております。

また、2,000人余りの住民基本台帳カード所持者の方に対しましては、有効期限前にマイナンバーカードに切り替えていただくよう、町広報紙等で啓発や本人への通知をして普及推進をしていきたいと考えています。

ご質問の、職員が企業に出向く方式や出張ブースを設けることについては、申請時来庁方式となるもので、本町の実施方式とは異なるもので、併用して実施することについての検討や新たな出張申請受付方式についても、国・県からの詳細な説明を受けたうえで検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 再質問をいたします。

今ご答弁いただきました、当町は交付時来庁方式をとっているということでしたけれども、申請時来庁方式と交付時来庁方式があるということですが、当町が交付時来庁方式を取られた理由、メリットはどこにあるのか、お尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君） 住民課長。

○住民課長（廣瀬 猛君） 交付時来庁方式のメリットとしましては、まず、本人が自由に家から申請ができて、でき上がったマイナンバーカードを役場に取りに来られるということで、また、役場としましても必ず本人さんを確認したうえで、必ず手渡しでマイナンバーカードをお渡しできるという、個人情報の保護といいますと、その面を考慮しまして、私の方としましては来庁時に確認する交付時来庁方式という方式をとらせていただいております。以上、答弁とします。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今の答弁で、申請者が自分の都合のよい時に来庁してほしいということでございますけれども、申請者は大半サラリーマンが多いわけですから、平日はどうしても来られない。そういったことで、なかなか都合のよい時というのは非常に難しいのではないかなというのが1点。

それと月1回、日曜日に休日交付日を設けておられると聞きましたが、答弁いただきましたが、今、月1回の日曜日にどれくらいの人数の人が来られているのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 住民課長。

○住民課長（生駒秀嘉君） 確かにお勤めになられている方につきましては、役場にカードを取りに来るといことがなかなか難しいと言われることがございます。その中でも、休日交付日を設けさせてもらっているというのが1つの私どものサービスでやらせていただいております。

もう1点、休日交付日にどれくらい来られているかということでございますけれども、この4月から8月末までの4か月間でございますけれども、21件の方が日曜日を利用していただいております。この間にカードを取りに来られる予約をされた方が、全部では68件ということになっています。約30%の方が日曜日を利用して取りに来ていただいております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。出張ブース等を設けることが、申請時来庁方式だからなかなか難しいと。今後検討につきましては、国・県から詳細な説明を受けたうえで検討しますというご答弁をいただきました。

これにつきましては、国がはっきりと、2016年にスタートして2020年には60%の

目標を掲げております。そういったことから、この説明を検討されたうえで、当然それにつきましても、自治体の事務費が増加すると思います。これにつきましても国が負担するということを明言されておりますので、そこらのところをしっかりと取り組んでいただきたい、その考えについてお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 住民課長。

○住民課長（廣瀬 猛君） 先ほど議員ご指摘のとおり、このマイナンバーカードの交付につきましては、国から様々な補助等ができると、対象となるというふうに聞かせてもらってはおります。

やはり、その時期に合ったような、当町でできる交付の方法にも加えまして、また検討していきまして、また、国等のそういう補助に乗るような形で検討をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。全国で今、この普及率は13%くらいなので、これからなんですけれども、先進地になるような努力・工夫をぜひしていただきたいと思います。

次に、カードのメリットを住民にわかりやすく説明する必要があると思います。21年からはカードを健康保険証に代用できるほか、同年分の確定申告からカードで医療費控除の手続きができます。領収書の保存や計算の手間が撤廃できます。

また20年夏からは、マイナンバーカードを使った買い物に国がポイント還元する。ポイントは自治体が指定する小売店や通販サイトで利用できるなど、メリットを住民の皆さんにもっと啓発することを求めますが、お考えについてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） それでは、村田議員ご質問の「マイナンバーカードの普及啓発」ということで、お答えをさせていただきます。

議員ご意見のとおり、国におきましてマイナンバーカードの空き容量などを活用した利活用として、消費活性化や健康保険証利用の仕組みについての取り組みが進められております。

令和2年度に、マイナンバーカードを利用したプレミアムポイント付き自治体ポイントによる買い物を可能とする制度の実施が予定をされていましたが、現在、少し流動的な部分もございまして、さらに利用者の利便性を高める方法が検討されていると

いったようなところでございます。

いずれにしても、マイナンバーカードを取得し、そのカードを利用したマイキーIDの設定が前提となる予定でございまして、今後、マイキーID設定促進のため、議員ご意見のあったことなども含めまして、町広報紙や町ホームページなどを通じまして周知をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今の答弁で、健康保険証に使えるということですが、これにつきましては、2021年3月からは健康保険証として代用が可能になり、医療費控除や領収書保存や計算の手間が撤廃されます。また、過去の処方薬や特定健診の履歴を一目で把握できるというふうな、こういうことをできるようになります。

それも大きなメリットですし、また先ほど答弁がございましたポイントにつきましては、買い物を可能にする制度が考えられていますが、現在は流動的であるというふうな答弁でございましたけれども、これは3日に政府が発表されまして、4日の新聞にも報道されておりました。私も見てびっくりしたのですけれども、ポイントを25%還元案が出ております。2万円の入金をいたしますと、25%に当たる5,000円分のポイントを1人に1回だけ付与するという案が有力視をされております。

となりますと、政府は利便性の高いデジタル社会実現のために、普及に力を入れておるわけでございますけれども、現在8月29日の時点で1,722万枚といわれておりまして、交付率は13.9、滋賀県は13.7であります。

例えばそれを政府は健康保険証として使える20年度末までに、6,000～7,000万枚の交付を目指すというふうに言われておりますので、すべてに5,000円のポイントを付与すれば、それだけで3,000～3,500億円の予算が必要になる計算であります。

このように、政府が力を入れているわけですし、この窓口は市区町村が発行しなければなりません。それについてしっかりと取り組みをしていただきたいということと、住民さんに対する普及というものを、まだまだこういったものが知られてないと思いますので、そこらを十分に各機会を通じて説明をするなり、また広報等々でしていただきたいと思っておりますけれども、それについての考えをお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 再質問いただきました。今後そういった取り組みを進

めていかなければならないということでございますので、庁内の関係、うちの課だけではなく他の課等にも関係してくることでございますので、その辺も協議しながら、国なり県なりからいただいた情報を漏らさないようにして、そういった取り組みについては進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ぜひそういうメリットを普及していただくように、よろしくお願いしたいと思います。

次に、政府が国・地方のすべての公務員に、個人番号の記載されたマイナンバーカードを2019年度末までに取得させるよう発表されました。1割強で低迷している普及率を高めるため、公務員本人・扶養家族の計700万人超が率先して取得を済ませるようにする。21年3月に健康保険証としての本格運用が始まる予定であります。これに伴う申請増加に備え、事務集中を避ける狙いもあります。当町の職員の普及率と今後の指導について、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） それでは、村田議員ご質問の「マイナンバーカードの職員の普及率と今後の対応について」ということで、お答えをさせていただきます。

愛荘町職員のマイナンバーカード普及率は、職員本人で約13%、扶養家族で約9%でございます。

議員ご意見のように、令和3年3月から健康保険証利用が開始をされるということにあたり、共済組合におきまして本年9月中旬頃ぐらいに個人番号カード交付申請書を個人ごとに作成され、配付をされる予定ということになっております。

申請書には、個別に直接、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に郵送提出をし、事業所は申請・取得状況の把握に努めることとされたところでございます。

公務員等の先行取得は、町の窓口における交付事務を平準化するといったことが目的であると言われておりますので、できる限り早期の申請取得につながるように、啓発等努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。これは、交付事務を平準化することが目的でございますので、職員の方は率先してこの制度に準じていただきたいと思

います。

それでは、2点目の質問に入ります。地方創生について質問します。7月16日付けで着任された藤塚政策監にお尋ねをいたします。

内閣府の地方創生人材支援制度に基づき、防衛省より派遣され、地方創生に関する政策の企画・立案を担当され、愛荘町の持続可能なまちづくりに向けて、これまで培ってこられた経験・能力を活かして貢献していただけることに、大きな期待と歓迎を申し上げます。

地方創生とは、2014年9月3日第2次安倍改造内閣発足時に発表された「東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げること」を目的とした一連の政策であります。全国一律ではなく、地域ごとの資源や特性を生かそうと、全国市区町村で地方版総合戦略が策定され、国が情報・財政の支援を行い、地方の自立性・将来性・地域性を出して、地域の活性化とその好循環の維持の実現を目指すものであります。

そこで、次の質問をします。1点目、愛荘町に着任されまして、平塚政策監、どのよう感じておられるか、印象をお尋ねします。また、地方創生政策監としての取り組みについて、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

内閣府が所管する地方創生人材支援制度に基づき、7月16日より派遣されてまいりました藤塚でございます。着任以来、町政全般事項ですとかまちづくりの方向性、町の課題等につきまして、議員の皆様をはじめ、ほかにも町職員からもご教示いただきつつ、地方創生施策について、現在、闊達に議論を行わせていただいているところでございます。

議員から、私が愛荘町に抱きまして印象についてまず質問をいただきましたので、少し長くなりますが、ご答弁申し上げたいと存じます。なお、この感想自体につきましては、政策監としての役職というよりも、むしろ個人としての印象が強い部分もあろうかと思っておりますけれども、その点ご了承いただければ幸いです。

まず愛荘町の印象についてでございますけれども、愛荘町に来て最初に感じたのが、今後の発展に向けた余地を非常に有している町だなというふうに率直に感じ申し上げたところでございます。多岐にわたるため、すべてをなかなか申し上げることは困難で

ございますけれども、例えば、まずはじめに立地の優位性というのがあげられるのではないかと感じております。具体的に申し上げますと、まさに国道8号であるとか名神高速道路、東海道新幹線等の基幹的な交通網が町を横断しておりまして、まさに愛荘町というのは東日本・中部地方・西日本とを結ぶ枢要な位置に位置しているというふうに感じたところでございます。

また、これを裏付けるものだと思うのですが、UCC、コクヨ、日本電産、ジョイソン・セーフティ・システムズ等の種々の大中小企業も町内にその拠点を構えていることから、本町のですとか、その周辺地域が企業にとって魅力的な場であることの影響ではないかというふうに感じた次第でございます。

加えまして、観光資源という観点におきましても、金剛輪寺ですとか近江上布、びん細工手まり、地酒、太鼓、長芋といった、愛荘町ならではの特色ある資源を有しておりまして、これらは町としての魅力を発信できる、我が町ならではの重要なツールではないかというふうに認識をしているところでございます。

一方で、今申し上げたような優位性をまだ十分には発揮できていないのではないかと、逆に申し上げれば、発展の余地があるのではないかと考えている次第でございます。

具体的に2点申し上げますと、まず、昨日の一般質問におきましても、森野議員および澤田議員からご指摘をいただきましたとおり、地方創生政策を考えるうえで、「観光」というのは重要な要素の1つでございます。一方で、現状を鑑みますに、金剛輪寺、中山道愛知川宿、びんてまりの館、近江上布伝統産業会館など、観光施設と呼べるようなものはいろいろ多岐にわたり存在しておるところでございますけれども、それぞれが点在して存在しているような印象を抱いたところでございます。

町外からいらっしゃる観光客の方に町の魅力を効果的に発信していくためにも、1案でございますけれども、例えば中山道を中心に、これらの施設を有機的に連携させていく、位置づけていくということの必要性というのは高いのかなと感じているところでございます。

話が変わるのですが、加えて町政内部のことについて申し上げますと、例えば私が所管する地方創生施策に関しては、その企画・立案・実行にあたっては、いわゆる企画部門のみで完結できるものではございませんで、まさに町横断的に検討・実行していかなければならない政策分野でございます。しかしながら、議員ご承知おきのとおり、現在、愛知川および秦荘の2庁舎にまたがってそういった部局が存在しているというこ

とは、迅速な意思決定であるとか、職員同士の円滑なコミュニケーションの阻害要因の1つになっているのではないかと感じたところでございます。

続きまして、お尋ねいただきました「政策監としての取り組み」について申し上げます。まず前提といたしまして、愛荘町の置かれている状況として、少子高齢化の進展や行財政改革の必要性といった社会情勢に加えまして、我が町周辺での国道8号バイパスの整備等により、町を取り巻く地域・交通等の様相が今後大きく変わることがまず見込まれていると考えております。

そのような状況におきまして、今後10年・20年という長期間を見据え、各地域の生活利便性や特色を維持・活用しつつ、効率的かつ持続可能なまちづくりの方向性を示すことは急務であると考えております。

居心地がよく、文化が薫り、住民の皆様が誇りを持てるような活力のあるまちづくりを、先に述べさせていただきましたような町の強みを生かしつつ、まち全体として統一感を持って進めていくためにも、今後10年・20年間のまちの目指すべきこのような方向性を視覚的に住民の皆様と共有できる「まちのランドデザイン」の策定が必要であると考えております。現在、その実現に向けまして、私が長を務めますプロジェクトチームにおきまして検討作業を実施しているところでございまして、その議論の際にも、これまでに行政職員として蓄積してまいりました経験および能力を活用しつつ、また、町職員ともお互いのよいフィードバックをもとに議論を行っているところでございます。

先に述べました愛荘町としての強み、一方で今後改善していかなければならない点も含めつつ、今後の愛荘町のまちづくりに不可欠なランドデザインの創出および地方創生施策の実現に向けて努力してまいりまいる所存でございますので、引き続きの議員のご指導をよろしくお願いできればと思っております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。今は政策監から熱い思いを語っていただきました。着任されてまだ2か月足らずの中で、このように愛荘町をいろんな角度から見ていただいております。本当にもう感激しております。引き続き、政策監として地方創生のトップとしてお願いをしたいと思います。

それでは、2点目、自治体戦略2040構想について、お尋ねをします。2040年に向けた人口の動向について、お尋ねをします。

総務省自治行政局の資料によれば、愛荘町の人口は増加するランクで、1～3万人の市町429自治体の中で21団体（4.8%）の中にあります。全国1672自治体の中で112団体（6.6%）しかありません。50%以上人口が減少する自治体も、423団体（25%）あります。

当町の場合、人口バランスは、高齢化が進み生産人口が減少いたします。そのような中で、地域の活性化・将来性についてのお考えについて、お尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

まず、本町の人口動向につきましてでございますが、2015年国勢調査に基づく人口推計結果によりますと、約15年後の2035年をピークとして、増加傾向から減少傾向に転じること、また、約20年後の2040年には、現在の人口2万1,068人に対して2万1,628人となる予測となっております。

全国の多くの自治体が人口減少により地域活力を失いつつあり、また一部の議論では、900弱の自治体が消滅しかねないとの指摘もある中で、そういった状況の中で人口の増を見込んでいるということは、我が町にとって非常にチャンスであるというふうに感じております。

一方で、先ほど議員からご指摘いただきましたとおり、とはいっても2035年をピークに減少に転ずるであろうという推計があるということ、また、人口増加が進んでいく中でも少子高齢化という人口構成の変化というのは進んでいくわけでございまして、そういった意味におきまして、余力があるうちに先を見据えた持続可能なまちづくりを進めていく必要があると考えております。

そのためにも、繰り返しになって恐縮ですけれども、町といたしましては、10年、20年という長期間を見据えたグランドデザインの構築に向けて、現在、議論を行っているところでございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。この1万～3万の人口を見た場合に、人口増ができるのが429のうち21団体しかございません。滋賀県ではもちろん愛荘町しかございませんし、竜王町も人口が今1万～3万人をキープしていますけれども、20年後には1万人以下にランクが下がります。

そういったことで、やはりこの5%に入っている我がまちが、それなりの地方創生を

しっかりとしていかないとだめではないかなと。特に中でも先ほどおっしゃいました900が消滅するといわれているのですけれども、50%以下の人口が減るところが全体の6割くらいあるということで、愛荘町の場合は非常に恵まれた環境にいるのではないかなと思われま。

そこで、今、先般の新聞にも出ておりましたが、地域力、「地域力」というのは地域経済を支える側、高齢者1人を何人の就業者が支えていくかを示す数字でございまして、滋賀県では栗東市が全国33位と。2位が竜王町なんですね。そして3位が愛荘町で、全国で86番目なんです。滋賀県では上位3つに入っているわけですけれども、そういった地域力があるということ。これはこれから地方創生の中に取り入れていただきたいし、それでまた定住人口、もちろん増やすことが大事でございましてけれども、先ほどいろんな企業の名前もおっしゃいましたけれども、企業だけではなく観光・農業で、関係人口の増加を図っていくことをしていかなければならないのではないかなと。その際たるものが観光でもありましようし、地域の資源を活かすことでもあると思うのですけれども、その考えを政策監にお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

まず、議員がご指摘いただきました地域力のランキングに関してでございますけれども、お尋ねの調査は中部圏社会経済研究所という法人が実施したものでありまして、当該ランキングは、1人の高齢の非就業者を年齢や性別にかかわらず何人の就業者が支えているかを示す「地域カストック指標」というものを指示したものであると承知をしております。

民間団体の個別の分析結果についての評価を町として述べることは差し控えさせていただきますと思いますけれども、そのうえで申し上げるとするならば、今後、来るべき人口減少ですとか、また人口増加の段階でも進行する少子高齢化に対応するためにも、まず人口減を抑えるための種々の取り組み、これがまず必要だと考えております。

そのうえで、高齢者の方への就労支援等によりまして、お互いに支え合う社会を構築していくこと、これがまず持続可能な町というところについて結びついていくものであるというふうに考えております。

また、その次にご指摘いただきました関係人口の増加というところでございますけれども、なかなか移住であるとか、そういった施策もいろいろ各自治体で行われている中

ではございますけれども、やはり1回観光に来ていただいて、まず愛荘町というまちがあるということを知っていただくというのも非常に重要な取り組みであると感じております。まさに、例えば愛荘町に住まないのだけれども、県内のほかの市町であるとか、ひいては他の都道府県であるとか、さらに広げればほかの国であるとか、そういったところに、愛荘町の外に住まれている方にまちのファンになっていただいて、まちを支えていただく。そういったような人々を増やしていただく取り組みというのは非常に重要だと考えておまして、そのための1つの柱が観光であるというふうに感じております。

まさにこういった点を総合的に踏まえつつ、まさに地方創生という政策を打っていかねばいけないと考えておりますので、今後はしっかりと庁内で議論してまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。当町の場合、37㎏の中、約40%近くが優良農地なわけであります。それで今話題になっております6次産業を振興するというのを、これから地方がしていかなければならないのではないかなど。

お隣の豊郷町の吉田の方で、イチゴ農家が見事今、6次産業に挑戦され、インターネットとか百貨店などでも販売され、いろいろ加工されて好評だと聞いております。

そういったことで、田舎型の6次産業の育成、これは「生産」が1次産業、2次産業は「加工」で、3次産業が「販売」ですけれども、それを掛け算したものが6次産業と言われているのでずけども、やはりこのまちにこれから資源を出していくためには、観光はもちろんですけれども、やはり農業の場合は後継者がなかなかない。そういったいろいろな問題を考えますと、農業の中で6次産業のことを考えられないか。そこらのところの政策監のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。農業政策一般に関しましては、若干所掌が違う部分もございますので、私の考えということで述べさせていただきますというふうに感じております。

まさに議員ご指摘の6次産業化というものは、非常に重要な視点であると考えております。まさに農業の後継者不足ということが問題となる中で、後継者を増やすためにはどうすればいいかという、まさに農業に従事することによって一定の、直截的な言い方をすれば、一定の収入が得られるという、そういった魅力がある職場であるというこ

とをうまくアピールしていく必要があると思います。そのため、所得を向上させるためには何をすればいいかといいますと、まさに、ただ生産するだけでなく、生産・加工して販売していく、6次産業化というものが非常に重要であると感じております。

個人的な感想になってしまっていて恐縮なんですけれども、議会も始まるということで麻のシャツを購入させていただく際に麻会館へ伺わせていただいた際にも、ただ麻を加工して衣服をつくるだけではなくて、例えば食の分野であるということやコーヒーフィルターであるとか、そういった、これまで麻の用途として想定されてこなかった食の分野にまでいろいろ発展させていたり、そういった各場面場面において、そういったいろいろな努力をされているところもあると思いますので、やはりそういったところをうまく吸い上げて、対外的にもアピールしていく、そういったことも必要だろうとは考えているところでございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。直接的な分野でないところを質問させていただいて申し訳なかったのですけれども、やはり関係人口ということからすると、この人口増の中では、そういったこともしっかり考えていかなければならないのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと話がコロッと変わりますが、先ほど来人口増、2040年には人口増の中に入っておるわけでございますけれども、やはり高齢化率が増えるというのは先ほども触れていただきました。ご答弁いただきました。

また、その中で私が一番危惧してひますのは、一人暮らしの方が2040年には4割になると。これは人口問題研究所が日本の世帯数の将来推計ということて発表してひるわけでございますが、40年は1970年前半に生まれた団塊のジュニア世代が高齢者になる時期でもござひますし、未婚の高齢者も増えるということから、この数字は非常に問題ではないかなと。今のうちに段取りしておかなければならないのではないかなと。政策監としては十分こうひったことは把握されてひると思ひますのですけれども、今、当町のそういう推移を見た時には、できることからするということではござひますけれども、その辺ひかがお考えか、お聞ひしたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答ひ申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今後、40年後には一人世帯というものが非常に大きな割合を占

めるようになるということでございますけれども、長期的な方向としてはそうなって
ってしまうということは、なかなか避けがたいというところもあるかと考えています。

一方で、そういった中でも各住民の方がそれぞれの居場所を持って、地域としての連
帯を持てるような、それぞれの居場所づくりでありますとか、それ以外にも例えば町内
を見ましても、各地域ごとに世代のバランスであるとか、高齢化率とか、様々に異なっ
ていると認識しておりまして、まさにそこは各自治会等とも協力しながら、各自治会が
置かれた状況も踏まえつつ、どういった解決のあり方がよろしいかということ、一緒
に考えていく必要がまずあるのかなというふう考えております。

具体的にこうしていくという方向が必ずしもあるわけではございませんけれども、今
言ったような各種連携を深める中で、各人の居場所づくりというものを進めていく必要
があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。人口が増えるだけじゃなくて、その中
身が問題だと思っておりますので、そういったことも考慮に入れたうちの地方創生をお願い
したいと思います。次に移ります。

次は、「まち・ひと・しごと創生」についてお尋ねをいたします。長期ビジョン、総合
戦略、基本方針が地方創生の骨子であると考えられます。地方創生なくして、日本（地
方）の未来はない。消滅可能性都市が900もあるという現実と、財政破綻の恐怖の中で、
首都圏への人口集中を是正し、地方への人口流入を増やすことで活性化を図る。地方に
人口が流れていくことで、少子化対策にもなります。令和時代の「希望ある地方創生」
の実現に向けて、個別分野の課題についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

まず、地方創生に関して申し上げますと、議員ただいまご指摘いただきましたとおり、
消滅可能性都市という概念が平成26年に提起されたことによりまして、このことが地
方創生の1つの契機となったと理解をしているところでございます。

その後、先ほど議員もご説明いただきましたとおり、地方創生というものが始まった
ところでございまして、今年度というものは地方創生の方向性を定めた第1期の「まち・
ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度でございまして、かつ第2期の戦略策定に向け
た方向性を決定する重要な年となるところでございます。

ただいま各個別分野についての課題についてということでご質問いただきましたけれども、地方創生につきましては、大別して、まち・ひと・仕事の3分野に大別される
ところ、各分野につきまして、簡潔にそれぞれの課題点等につきましてご答弁申し上げ
たいと思います。

まず「しごと」の分野でございますけれども、例えば若い世代に魅力的な雇用の場が
少ないことであるとか、地場産業の担い手が不足していること、また宿泊施設が少なく
滞在型観光の機会の不足など、産業振興によるまちの成長基盤の整備等が課題としてあ
げられると考えております。

次に「人」の分野でございますけれども、若年層の流出による社会減の傾向が強まっ
ていること、子育て支援施設や教育施設が不足していること、健康寿命の低下や社会保
障費の増大といった過大を抱えていること、世代間を超えた交流機会の場が少ないこと、
学力の向上に向けた不断の取り組みの必要性といった点が課題としてあげられると考
えております。

最後に「まち」の分野に関して申し上げますと、プロモーション不足による知名度の
十分な高さではないということ、公共交通機関が必ずしも十分でないこと、町の東部地
域におきます人口の減少であること、あと重複する公共施設や老朽化した施設の維持管
理が必要であること、身近な公園や緑地といった安全に子育てができる場が少ないこと
など、賑わいと活気の創出が課題としてあげられると考えております。

これらの課題も踏まえまして、みらい創生の実現に向けまして、第2期の戦略策定お
よび一体的な地方創生政策の推進に向けて努力してまいり所存でございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。それぞれの分野で非常に的確に的確に
とらまえていただいていること、本当にありがとうございます。

どの分野も大切でございまして、これが地方創生の柱になるわけでございますけれど
も、我がまちの特性というものは、日本にここしかないわけでございまして、それをど
のように活かしていくかということが大事だと思うのですけれども、非常に愛荘町は全
国でも有名というか、増加しているということは極めて稀ですので、そういう意味では
知名度が高い。昨日の夕刻のテレビを見ておりましたら、中学生・小学生が全国的に減
少していると。滋賀県も減少していきだろうと。しかし、滋賀県でも草津市と愛荘町は
10%増えるというふうにNHKのテレビで放送されておりました。まさにそういう地域

力と申しますか、今その力があるわけですので、積極的にこういった課題についてはお取り組みいただいて、具体化をしていただきたい。

そして、まず行政で求められますのは、内部では検討していることはよく言われますけれども、なかなかそれが外部に見えない、住民にわからないということで、ぜひ「見える化」をしていただきたい。そして、それを一つひとつ現実のものとしていただきたいと思います。

この中でいくつかご質問したいのですが、地域創生の代表なんですけども、「コンパクトシティ」とよく言われます。竜王町のコンパクトシティに向けて昨年、協議会を立ち上げましてやっております。ここは市街化調整区域を指定されて、線引きをしっかりとされて、コンパクトシティを図ると。これが竜王町の特徴というか、大きな課題であります。当町の場合は無線引きだから、なかなかコンパクトシティは難しいと思います。逆にメリットとして、開発が進んだということもあるのではないかなと思います。

そこで、先ほども少し触れていただきましたけれども、2町という話もございました。その中で行政の、全体のコンパクトシティはなかなかすぐには難しいと思うのですけれども、行政機関のコンパクトをぜひ取り組んでいただきたいと思いますけども、その点についてお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

まず、コンパクトシティに関してでございますけれども、やはり人口減少等が一般的な日本社会のトレンドとなる中で、その中で持続可能性を発揮していかなければならないという現状を踏まえすと、やはり一定度、種々の機能を集約してコンパクトシティという形で、将来にわたる持続可能性を図っていくこと、これは非常に重要な取り組みであると考えております。

議員お尋ねいただいております、そもそも町役場としてのコンパクト化というところではございますけれども、先ほど就任の感想のところでご質問いただいたところで、少し触れさせていただいたところではございますけれども、まさに私のこれまでの行政経験からも感じているところではございますが、確かに電話とかEメールとか、そういった情報通信手段が発達して、別に直接顔を合わさずともコミュニケーションはとれるという環境はまさに整っているわけではございますけれども、やはり密に政策を決定したりとかしていく中で、やはり顔を突き合わせて会議をして、方向性をすり合わせていく

ということは、これは非常に重要であると感じているところでございます。

そういった観点からしますと、例えば地方創生で観光に関して打ち合わせしたいなという時に、今打ち合わせしようとする、我々がいる愛知川庁舎観光物産推進室がおる秦荘庁舎で分かれておりますので、そのために、いつ集まりますかといった会議時間の調整であるとか、何時に来てくださいというような調整をしたうえで、さらに10分・15分かけてどちらかがどちらかへ行くということをやらなければならないという現状がございまして。これに関してはもちろんテレビ会議であるとか、そういったものを用いて解決していく方向も可能だと思いますし、一方で集約化することによって、そういったセッティングすることなく、気軽にコミュニケーションを取れる、そういった場にしていくことも必要だと感じております。

一方で、コンパクト化ということが住民の皆さんへのサービスの低下につながってはいけないということも十分に留意しながら、そこは進めていかなければならないのかなと考えておるところでございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。町の分野の中で、公共交通機関が不十分ということを取り上げて答弁をいただきました。

この前、町長と一緒に行っていただいたと思うのですが、近江鉄道の存続についての話が出ていたのですが、そういった協議会が立ち上げられて、これから前進していくと思うのですが、当町としては非常に、幹線でもありますし、あの駅前を起点にした開発というもので非常に重要なものでございますので、この前会議に出られた感想と意見を、できたら聞かせていただけたらと思います。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

近江鉄道線の問題についてでございますけれども、報道等でもされておりますとおり、先日近江鉄道沿線の市町および県・国、あと近江鉄道が集って、今後の近江鉄道のあり方等について検討する首長会議が開かれたところでございます。

報道等でも出ておりますけれども、今後、近江鉄道のあり方等につきましては、関係市町・県・その他関係団体・近江鉄道・国等で構成する法定協議会において議論していく方向で、議論が首長会議で行われたというところでございます。

その中で、今後のあり方というところでございますけれども、まさに近江鉄道の愛知

川駅というのは、我が町に所在する唯一の鉄道の駅でございまして、まさに愛知高校に通学する生徒さんの足であるとか、それ以外にも通勤・通学の重要な足となっているところでございます。まさにこれの存続というのは非常に重要な課題と感じておるところでございまして、まさに近江鉄道の今後のあり方については、今後のまちづくりであるとか、そういった大きな枠組みの話の中で議論をしつつ、まさに住民の皆様のご理解が得られるような形で、近江鉄道の存続に向けた議論を行っていきたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。ぜひそういう方向でよろしくお願ひします。

次に、A I 人工知能（ロボット）の導入は、行政・民間企業も避けて通れないものと思います。地方創生をしていく立場よりの将来ビジョンについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

A I（人工知能）の活用に関してでございますけれども、この点はまさに次年度から始まります第2期における地方創生の新たな視点において、ソサエティ 5.0 という概念で含まれているというところでございます。

ソサエティ 5.0 とは何ぞやというところでございますけれども、あらゆる情報の中から必要な情報を見つけて分析・判断する従来の情報社会から、通信技術の発達と膨大なデータを蓄積・処理する技術により、すべての人とモノがつながり、様々な知識と情報が共有され、新たな価値が生み出される社会のことでございます。

これを町政に引き付けて考えますと、例えば、一般行政事務の分野に関して申し上げますれば、これまで人の手により行われてきましたパソコンの操作であるとか、会計処理などの定型的な業務に関しましては、A I 技術等でこれを代替することによりまして、A I 等ではできないような、より複雑で創造性や生産性の高い仕事に職員を割り当てるということも可能になると考えております。

また、多言語音声翻訳による言葉の壁の解消であるとか、ドローンによる空からの効率的な情報収集や車両の自動運転など、まちづくりの分野においても様々な可能性を活用する地域社会の実現に向け、日々、実証実験が繰り返し行われていることも承知しているところでございます。

一般的にこういった科学技術というものは、我々の想像以上に急速にその発展が進んでいるところでございまして、持続可能な地域社会の実現に向け、新しい時代の流れを力にするためにも、こういった先端技術をどのように本町のまちづくりに活かすことができるか、アンテナ高く、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） いまや「AI」という言葉は日常用語になりまして、どこの企業とも、産業でも、すべてがAIを導入しております。アナログ社会からデジタル社会になってまいりまして、今それに遅れますと取り残されるといわれておりまして、どこの企業ともAI（人工知能）・ロボットについては一生懸命取り組んでおる状況でございます。

これ一例なんですけれども、日清食品がチキンラーメン、世界的にすごく売れているそうですけれども、これをAI・ロボット化が加工するというふうなことを滋賀県で今実践されております。これは、10分の1の人間で10倍の生産ができて、不良率がゼロだと。お客様の手元へ行く不良率がないということで、すべて製造過程でそういった不良品・欠品を発見すると。今までの機械・人間の目視ではでき得なかったことが、すべてAI化によってできると。これは一例でございまして、大企業になればなるほど、そういうことが導入されておるわけでございます。

そうなるとまいりますと当然、人余りが生じてくるわけでございますけれども、孫会長あたりは40%はロボットで対応できるという時代が間もなく来ると言われておりますが、もちろん自動車の自動運転から農機具の自動運転についても、すべてがそういうふうに自動化されてきますと、人間が余ると。余るのではなくて、そこができないところのレベルの高い発想を我々がしていかなければならないと言われております。

先ほど来、前向きにアンテナを高くして情報収集をしていただき、遅れないようにこのAI化を進めていただけるということでございますけれども、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

今、行政で言われているのは、どうしても残業とか人間がやっています。そういったことで働き方改革にもこういったAIの導入も一躍買うのではないかなと言われております。

今、大津市が試験的に、来年から本格的に取り組むといわれておりますけれども、A

Iチャットボットサービス、これを24時間・365日対応していくと。そうなりますと、すべての案内、すべての行政全般に、例えば子育て相談とか介護相談、福祉相談、いろいろなご相談があるわけですが、それがすべてAIが対応していくと。そしてまた、専門知識を持ってやっていくということで、これが実用化されれば本当に働き方改革にもつながるのではないかと思うのですけれども、そういった新しい方向を絶えず、この業界は変わってまいりますので、見ていただきたいと思ひますし、このチャットボットについて政策監のお考えがあれば、お聞きしたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

議員お尋ねいただいておりますチャットボットにつきましては、大津市の取り組みを詳細に存じているわけではありませんので、お答えについては難しいところもあるのですが、一般的に住民サービスの向上といった観点、また住民サービスを向上させるためにこれまで休日開けたり、営業時間を延長したりとか、そういった人的な負担を増やすような形がどうしても付随してしまうという現状もあったというところはあると思ひます。

そういったところを、仮に人的個数を増大させることなく、そういった機械で代替させて、かつ住民サービスを向上させることができるとするならば、まさにこれは働き方改革という時流もございますけれども、職員個人の労務負担は軽減しつつ、住民サービスを向上させることができるというような、いい取り組みと言ひますか、直接的な言い方になってしまひますけれども、そういった前向きな取り組みであると考えております。

まさに先ほどご答弁申し上げたところでございますけれども、これまで機械的に行っているような作業で、人の手を介するようなもの、例えば旅費の申請であるとか議事録の作成であるとか、そういった定型的なところにつきましては、そういった先端技術で代用することによって、人的な負担を軽減しつつ、まさに本当に町民の皆様のためになる仕事に対して、本当に真に職員が時間を割けるような、そういったものとなるようにしていきたくて思ひますし、そういった点でもAI技術とか先端技術の導入については、引き続き情報収集を進めていきたくて思ひます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。本当に詳しく説明をいただき、また前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今、最後に申しあげましたチャットボットにつきましては、民間も取り上げていかなければいけない、残されるということで、既にこういったチャットボットの専属の会社も立ち上げておまして、それぞれ企業にPRしております。行政もこういったものに着手をしていただいて、やはり今までになかったような取り組みをしていただく。そういうふうな方向性をぜひつくっていただきたいなと思います。

もう答弁は結構ですけど、藤塚政策監には、本当に2か月弱でここまでの質問対してご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。やはり国から来られたということではいろいろな知識を持っておられると思うのですが、まだまだこの地域についてはわからないところもいっぱいあると思いますので、職員だけではなくて住民さんとも接していただいて、愛荘町の人間としてぜひご活躍をいただきたい。2年間という短期間だということを知っているのですが、地方創生は永遠にやっていかなければならない問題ですし、できたら種を播いて、芽が出て花が咲くということになりますと、2年間では無理だと思うので、ぜひ延長していただくとか、また個人的に愛荘町民になっていただいて、32歳という若さでこそ、これから携わっていただかなければいけないということだと思いますので、私らのような高齢者ではできない、そういったことで、ぜひひとつ熱い思いを持ってこれからチャレンジしていただきたいなと、よろしく願い申しあげまして、質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 高橋正夫君

○議長（竹中秀夫君） 次に、7番、高橋正夫君。

〔7番 高橋正夫君登壇〕

○7番（高橋正夫君） 最後になりました。お疲れのところ、しばらくご辛抱いただきたいと思います。7番、高橋正夫です。一般質問を行います。大きく2つの項目について質問をしたいと思います。

1つ目の「危機管理対応について」でございます。昨年度は、台風21号の突風のため、愛荘町内においても町内の住宅の一部損壊や農業用ビニールハウスの損壊など、多くの被害が発生しました。被害状況を踏まえて、町長のリーダーシップのもと、町においては被災で発生した災害廃棄物を秦荘と愛知川の2か所で受け入れるなど、住民の生活を支える観点から迅速な事後処理を行っていただきました。

住民の皆さんの暮らしと安全を守るためには、危機管理において、町長の強いリーダー

ーシップのもとに、事前および事後の迅速かつ適切な対応が何よりも肝要であると考えております。そういう考えのもとに、危機管理対応について町長および担当課長にご質問いたします。

1つ目、今年も既にお盆の8月15日に台風10号が通過し、西日本に被害をもたらしました。愛荘町においては特に大きな被害はありませんでしたが、当日11時頃に、大雨警報が発令されました。町はどのように危機管理対応を行われたのか、町長にお聞きいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 高橋議員のご質問の1点目、「台風10号への対応」について、お答えを申し上げます。

台風の接近が見込まれる中、町としてはくらし安全環境課を中心に警戒待機体制を維持し、情報収集を継続して行うとともに、直ちに参集できる態勢を整えておりました。

8月15日11時に大雨警報が発表された後、速やかに警戒本部を設置し、第1回会議を開催いたしました。具体的な取り組みとして、夕方6時頃より台風が最接近し、当町も暴風域に入ることが見込まれたことから、住民の皆様の不安を取り除くため、午後1時から自主避難所を町内3か所に開設をいたしました。また、住民の皆様への情報提供も、防災行政無線の屋内屋外放送、町ホームページ、フェイスブックなどを用いて実施をしました。さらに随時、今後の雨量や最も影響が出る時間帯、永源寺ダム放流量等の、住民の皆様のお安全に直結する情報の把握に努めてまいりました。

午後8時45分には、愛知川の水位も避難情報を発令するまでには至らないことが見込まれ、自主避難所に避難されました方々も無事ご帰宅いただいたことも踏まえ、自主避難所を閉鎖いたしました。一方で、その後、私も含め町職員は警報解除まで急な天候の変化がある可能性も見込み、警戒態勢を維持したところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ただいまご答弁いただきました。ありがとうございます。

当日はお盆でしたので、輪番で休暇の方もあったと思います。そういったことで大変だったと思います。ありがとうございます。続いて、2番目にまいります。

台風など気象状況による災害につきましては、天気予報で事前に対応することができますが、予測できない地震、また突発的な事件や事故などに対して、どのように対応さ

れる備えをされているのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご質問の「予測できない地震、事件や事故の対応」について、お答えを申し上げます。

まず、予測できない地震への対応でございますが、町内東部地域には鈴鹿西縁断層帯が分布しており、その付近を震源に地震が発生すると、甚大な被害が予想されます。そうした町内の災害リスクに関する情報は、防災ガイドブックの配布や町ホームページへの掲載、防災訓練・防災研修を通じまして、日頃から注意喚起や啓発を行い、周知を図っています。

その中、予測できない地震災害に対する町の対応としまして、災害初動マニュアルや業務継続計画により、有事に際し職員一人ひとりがどのような役割を担い、被災者支援や復旧・復興に向けた行動や業務に従事するのか、あらかじめ周知を図り、日頃から備えています。

さらに年に数回、全職員を対象に非常招集訓練を実施し、伝達方法の確認や参集時間・参集方法を都度調査し、災害に対する緊張感を欠かせない取り組みも図っております。

加えて9月8日には、地震災害を想定した町防災訓練の実施を予定しており、こういった場を通じて、自然災害に対する日頃からの備えや取るべき行動を、住民皆様と共有し、「自分の身は自分で守る」という意識の高揚を参加者に高めていただいています。

自然災害を未然に防ぐことはできませんが、その被害の軽減のため、町民の皆さんや職員一人ひとりが日頃から災害に対する備えや取り組み、防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えています。

また、突発的な事件や事故に対しましても、これまで対処方法などのマニュアルがなかったことから、昨年度に「緊急事態等対処マニュアル」を策定いたしました。想定する緊急事態やそれに伴う配備、住民への周知手順、必要に応じ教育部門やメディア等への広報手順、関係機関との連携、情報収集等を定め、組織的に適切に対応できるよう備えることとしております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。東南海地震とかいろいろ地震が想定されております。非常に突発的にやってきますので、それはやっぱり防災訓練等が必要であろうかと思っております。今回、9月8日に防災訓練もあるのですけれども、こういったこ

とを実施して、住民の方も日頃の備えが必要であると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、災害や事件などの危機管理に迅速かつ適切に対応するためには、町職員が一丸となることが大切であります。これまでの行政出身から民間企業出身の町長となられまして、職員の意思疎通を図り、組織として力を最大限に発揮するため、どのように取り組まれているのか、町長にお聞きいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 「職員との意思疎通の取り組みについて」の、お答えを申し上げます。

私は昨年3月5日に就任をし、台風や大雨・地震に対する災害体制の確保、行方不明者の捜索、関係機関との連携等を行ってまいりました。また、昨年、県費職員による給食費横領事案が発生した際も、報道後すぐに全職員を集め、経過の共有、再発防止はもとより綱紀粛正、信用回復に全力で当たろうと、行政の長として直接メッセージを皆さんにお伝えさせていただくこともありました。どの事案に対しましても、都度、職員と一体となり、関係機関の皆さんと情報共有や意見交換を図り、誠心誠意、奔走し、事態の解決や終息に向け鋭意取り組んでまいりました。

議員ご指摘のとおり、災害などの危機管理に迅速かつ適切に対応するためには、意思疎通を図り対応に万全を期するため、町職員が一丸となって対応していくことが肝要であると実感いたしております。

昨日の提案趣旨説明で、防災に関わって多くの職員が、住民の皆様からは見えないところであっても日々頑張っていること、そして、それに対する感謝の気持ちを申し上げましたが、まさにそれぞれの分野においてすべての職員が頑張っておられ、大変ありがたいことと常を感じております。その思いから、普段から職員の間を見てのあいさつや、折々に各員のデスクにも向かい、感謝とねぎらいの言葉がけをさせていただいております。

意思疎通を深めていくため、全職員を対象としたランチミーティングを、まずは若年層職員を対象に実施しています。同ミーティングにおいては、忌憚のない意見交換を行い、職員のことを知り、また課題や希望もヒアリングし、同時に私が目指す町行政のあり方についての考えを伝えるなど、コミュニケーションを積極的に図っているところで

地道な取り組みですが、こうしたことを通じ、職員と一丸となり各事案に対応し、住民の皆様の安全安心の確保に向けて、これからも危機管理に取り組んでまいります。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。職員との意思疎通、コミュニケーション、必要かと思えます。この中で今お答えいただきましたランチミーティングも、こういったことも始めておられるということですのでけれども、職員の方からランチミーティングの中でいろいろ話が出ていると思いますが、町長への提案とか、そういった具体的な話はあったでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） やはり、ございますね。特に女性の方々も、男性もそうなんですけれども、私感じておりますのは、この庁舎ができてましてずいぶん時間が経っておりますけれども、お手洗い、ここはなかなか暗いであったり、臭いがこもっていたりであったり、やはりお昼間にちょっとお化粧をしたりとかいうときに、なかなか、もう少しE S (Employee Satisfaction) を高めていくという観点を持っていかねばならないというのが、会話の中で率直に感じているところでもございます。

そのあたりは、やはり、住民の方々も使ってくださいますので、より公益に資する部分もあるというふうにもとらえながら、自動水洗にやっとなら、私、何とかお願いをしながら、その予算も確保いただきまして、今この3階の先生方にお使いいただくスペースも、前の蛇口を持つタイプから自動水洗に変わっておりますけれども、そういうような、より手近なというか、身近なリクエストもあつたりもございます。

また、1階の部分に関しましては、いろいろな方がお越しをいただいている。その点におきましては、住民の皆様をしっかりと守りするというのも当然でございますが、職員の皆様もしっかりお守りをしていかねばならないという時に、カメラの設置を希望する声もございました。残念ながら、当町におきましては、やはり少し過激な行動に出られる方・ケースということがございました。この際には警察にお世話になることもございました。そんな点では、私たちにとりましては、住民の皆様はもちろんなんです、職員の皆さんの安全ということも、しっかりと気を配らねばならないなというところも感じたところでございます。

また、職員の方からは、自分たちの人事評価等々がどのような形でなされているのか、ここに関しましては、今、人事の担当とも話を重ねておりますけれども、やはり意欲を

高めていくような制度に、より近づけていく努力が必要であるなというところがございます。

あとは日頃のコミュニケーションからしますと、有村はどんなような体力をつくったりしているんだとか、過ごし方を話して下さったりとか、そういうところはございますけれども、やはり私も皆さんによくお話をしているのは、プライベートをどんどん充実させていっていただきたいと。そのための職場環境づくりを、皆さんで意識改革とともにやっていきたいと思っているんですということを、よくお話をさせていただいております。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。今後とも職員と一丸となって、住民の皆さんの安心・安全を守るために今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、危機管理対応にあたりまして、消防署や消防団、警察署、県土木事務所など関係団体との連携が大変重要となってきます。普段から連携を含め、うまく連携できているのか、それについてのことを担当課長にお聞きしたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（羽田順行君） 高橋議員ご質問の4点目、「関係団体との連携」について、お答えします。

災害対応に係る関係団体との連携につきましては、日頃から防災情報の共有や協議、各種訓練や研修等通じまして連携を深めております。さらに、現町長就任後の新たな取り組みとしまして、出水期前に関係機関の皆様が一堂に会し、町内危険箇所の安全対策現地視察を実施するなど、顔の見える連携を図っております。

また、平成30年には民間企業と防災協定の締結を実施し、9月8日に実施します町防災訓練におきましても、当該民間企業の参加のもと、ドローンを使った災害状況の把握訓練の実施を予定しております。

このように、災害時にはその調査や二次被害の軽減を図るよう、先進的な取り組みを実施している民間企業との連携もいたしてまいります。これらの取り組みの結果としまして、警察や消防等の方々からは、「連携が強化され、町の危機管理体制が充実した」との高い評価をいただいているところでございます。

今後も、従来からの防災関係機関の皆様とますます連携強化や充実を図ること、新たな関係機関と積極的な協定締結や連携構築を目指し、引き続き災害対応能力の向上に取

り組んでまいります。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。

関係機関との連携は非常に大切でございますし、そのほか近隣市町、例えば東近江市、近隣の豊郷町・甲良町・多賀町と思えますけれども、近隣市町を含めた他の地方公共団体との連携、また町の中で、庁舎内でも、各課でも災害時にそれぞれの関係機関というのがあると思うのです。そういったことについて、関係機関との連携はどうか、その取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 高橋議員の再質問、「近隣市町を含めました地方公共団体との連携および関係機関と町内の各課との連携の取り組みはどうなっているか」について、お答えします。

まず、現在、近隣市町を含めました地方公共団体との災害相互応援協定は、8協定締結をいたしております。内訳としまして、県内の6町での協定、東近江行政組合の管内の構成市町とされます2市3町での協定、近畿町村会との協定、また近畿地方整備局滋賀国道事務所との協定、さらに湖東定住自立圏構成市町として鳥取県中部定住自立圏との協定、そのほか県外の町との協定が4件でございます。

内容としましては、災害時に公的事務の支援をいただく人材の派遣や、物資の提供をはじめとする全般となっております。

今後も、多発する自然災害に対しまして、こうした取り組みも被害から復旧・復興に向けました重要な役割を果たすと考え、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町内各課の連携について、お答えします。台風に接近により、災害警戒対策本部を設置しまして、その中で情報共有や今後の対応等ご協議いただいておりますが、各課でも様々な取り組みや連携をいただいております。

例えば建設・下水道課におきましては、河川や土砂災害警戒区域のパトロールをはじめとし、ダム事務所へも随時連絡を取っていただき、ダム周辺での雨量や、それによる放流量を想定し、避難情報の早期判断につながる連携を図っていただいております。

福祉課におきましても、民生委員の方々にご連絡いただき、地域での見守りであったり、さらに避難所施設となります施設管理者の連絡等いただき、スムーズな避難所開設

に向けた準備、避難者対応を行っていただいているところでございます。

教育部局におかれましても同様でありまして、また、学校・園関係者と児童生徒の安全を第一に考えた対応を早期にご検討いただき、その連絡や周知にご尽力いただいているところでございます。

このように、各課におきましても関係機関の皆様と個々に情報共有をはじめとする連携協力を行っていただき、災害対応に取り組んでいただいているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。普段からの連携が重要視されておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、危機管理の最後になりますけれども、住民の皆さんの暮らしと財産を守っていくために、今後の危機管理に対する町長の心構えをお聞きしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 高橋議員のご質問の5点目、「危機管理対応に対する考え、心構え」について、お答えを申し上げます。

日頃からの危機管理に対しては、常に備えを怠らず、現状に甘んずることなく、災害に対する対応力を高めていく不断の努力を継続する必要があると考えております。

住民の皆様には、9月8日の防災訓練への参加や、各自治会主催の防災・防火訓練へ積極的な参画を通しまして、防災意識の高揚や啓発、日頃からの備えを図り、職員におきましても、災害対応におけるスキルアップを各種訓練や研修で鍛錬し、関係機関の皆様と速やかな連携協力を行い、さらなる当町の地域防災力の向上を目指し取り組んでいく所存でございます。

加えまして、40年来解決されていない課題でもある、毎年の台風シーズンになると愛知川御幸橋の水位が上昇し、住民の皆様を不安にさせている河川愛知川の管理に関し、愛知川の流量の確保および永源寺ダムの管理・放流のあり方等についても、県と連携し解決していきたいという思ひであり、議員各位のお力もこの点に関しまして賜ってまいりたいと存じます。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。町長の心構え、しっかりと受け止めま

して、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。特に町職員とのコミュニケーション、リーダーシップを發揮していただき、迅速に対応していただきたく思ひます。

それでは、大きな2番目に移ります。当町の厳しい財政状況と、公共施設の統廃合についてでございます。

昨年6月の議会全員協議会におきまして、当町の財政状況はここ数年で著しく悪化し、県内で一番硬直化した状態となっているとの説明でありました。そして、令和元年度当初予算は、対前年度比で約10億円減となる緊縮予算となっております。持続可能な行財政基盤を確立し、住民の皆さんに最大のサービスを最小のコストで提供し、地方創生をさらに深化させていくことが、これからの町の行政運営にあたって極めて重要であると考えています。そういう考えのもとに、財政状況および公共施設の統廃合について、町長および総務政策監にお聞きいたします。

1つ目、昨年6月の説明から1年が経過し、当町の財政状況はどのような状況になっているのか、町長にお聞きいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 当町の財政状況は、大変厳しい状況が続いております。

地方公共団体の実情やニーズに応じて自由に使える余裕があるか、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成29年度決算で98.4%となっております。簡単に申し上げますと、100万円のうち98万4,000円の使い道が決まっています、1万6,000円のみが自由に使えるお金ということになります。

平成30年度決算見込みにおいては、法人税収入と地方交付税の一時的な増加により、経常収支比率は94.4%に低下しますが、令和元年度から5年度までの財政収支見通しを試算したところ、令和元年度99.7%、2年度101.4%、3年度104.2%、4年度105.0%、5年度105.9%となる見込みです。

このまま何も取り組みをしなければ、財源不足見込額では、令和2年度で約11億円、3年度約14億円、4年度14億円、5年度11億円となる見込みです。

このため、財政健全化に早急に取り組むとともに、総合計画に掲げる重点戦略「ひとづくり・まちづくり・しごとづくり」を進めていくために、行政改革検討委員会を設置し対策を検討しているところです。

今後、行財政改革を実行するにあたっては、今までの行政のあり方、また、その延長戦の施策・政策、マインドのあり方を打破しながら進めていかなければならないと考え

ております。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ただいまご答弁いただきまして、非常にびっくりしている状況でございます。昨年の方に経常収支比率、単年度だからということで私も安易に思ったのですが、こうして今、令和元年度が99.7、2年度が101.4、3年度が104.2、4年度が105.0、5年度が105.9と、これ本当に、全く自由に使える金がないということでございますので、これをそのまま放置すればというご回答もあったのですが、ここで、いったいなぜこういう数値になるのか、担当政策監にお尋ねしたいのですが、令和2年度から100%を超える主な要因、行財政検討委員会での具体的な検討内容とかあると思います。その件につきまして、お聞きをしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） ただいま2点の再質問をいただいておりますけれども、令和2年度から100%を経常収支が超えていくということで、その主な要因でございますけれども、物件費ということで、令和2年度開始の会計年度任用職員制度の反映をしていくことや、あるいは本年10月から消費税に引き上げに伴いますその反映分、物件費と申しますのは公共施設等の維持管理費も含めてでございます。

そのあと扶助費について、社会保障費関係経費の自然増を含む、あるいは補助費等については一部事務組合の負担増を見込んでいくというようなことで、ただ、新ごみ処理施設等については、現在は見込んでいないところでございます。

それとあと公債費につきましても、平成30年度末までに借入の、令和元年度以降の建設地方債の臨時財政対策債の借入が反映してくるということで、そういったことが主な原因となっております。

それと、2点目の「行財政改革検討委員会での具体的な検討内容」でございますけれども、大学教授をはじめとする識見を有した委員7名で構成されまして、これまで1回の委員会を開催をいたしまして、行財政改革大綱についてご意見を頂戴し、見直しを行っているところでございます。

今後、財政健全化プランをはじめ使用料・手数料などの見直し等についてご意見をいただいで、検討してまいりたいと思います。なお、2回目につきましては9月17日に開催をする予定といたしております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。再質問の答えをいただきましたが、それを受けて、2番目に入りたいと思います。

そういった財政面、非常に厳しい折でございますので、2番目に、当町は平成18年2月に合併し、14年目を迎えています。合併にあたって施設の統廃合など様々な費用が必要となるために、財源面での優遇措置がございましたけども、具体的にどのような措置があったのか。例えば交付税で還元されるとか、いろいろあったと思うのです。そういったことで具体的にどういう措置があったのか、お聞きしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 2点目の「合併優遇措置の内容」について、お答えします。

合併による国等からの財源面の優遇措置でございますが、まず1つ目、普通交付税については、合併後の愛荘町1町で算定するのではなく、合併前の旧愛知川町と旧秦荘町の2町分として別々に算定することにより、合併後の15年間、つまり令和2年度までで総額57億円の優遇措置を受けることになります。

2つ目、合併特例債については、新町まちづくり計画に基づく建設事業の財源を確保する合併特例債で事業費の95%を起債することができ、その起債額の70%が後年度に交付税で措置されることとなっております。本町においては、約63億円が発行限度額となっており、これまでの発行済額は約55億円で、発行可能残額は約8億円であります。

なお、合併特例債は旧町間の不均衡の是正等、旧町民が互いに集い、一体となれるような施設の整備等に対し借入が認められたものでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。これ、合併特例債というのは15年間ということで、今14年目を迎えていますので、もう残り1年で、あと残りが8億円ほど残っているということですが、必要であれば使うのですけれども、この8億円全部使う予定なのかどうか、そこら辺聞いておきます。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 発行可能残額は、現在約8億円ほどございますけれども、今後予定しております愛知中学校の整備等、そういった施設について充当してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） わかりました。それでは次にまいります。

3番目、特段の公共施設の統廃合もしていない、また、優遇措置があったにもかかわらず、財政状況は県内市町でも最も硬直化している。合併の財政面での優遇措置は、いったいどのように使われたのか、総務政策監にお願いいたします。優遇措置があったのかと、使われた内容です。よろしくお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 3点目の「合併特例債の使途」について、お答えをいたします。

合併特例債を活用した主要な事業でございますけれども、小学校・中学校・給食センターの学校教育系施設にこれまで17億5,350万円（31.9%）、ラポール秦荘・スポーツ施設・公園・観光施設等のスポーツ・レクリエーション系施設に15億9,770万円（29.1%）、幼稚園・保育園・子育て支援センター等の子育て支援施設に8億5,780万円（15.6%）、ハーティーセンター秦荘等の町民文化系施設に6億850万円（11.1%）、道路整備に2億6,200万円（4.8%）、消防センター等の行政系施設に2億5,670万円（4.7%）、老人福祉施設の保健・福祉系施設に1億5,960万円（2.9%）となっております。いずれの事業も、合併関連事業として新町まちづくり計画に位置づけて実施しているものでございます。

また、建設事業とは別枠で、合併特例債を発行し約11億円の合併振興基金を積み立てており、今後、新町まちづくり計画に基づくソフト事業に活用していく予定でございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。

それでは、今お聞きしましたら、必要不可欠なところに充当しているというようなことでございます。次にまいります。

先ほども申しましたように、合併後、早くも14年目を迎えています。合併協議会におきましては、役場庁舎は「当分の間、分庁方式」となっておりましたが、こういう町財政が非常に厳しい折り、「当分の間」の14年目というのは、いつまで「当分の間」だろうというふうなことを思います。こういう町財政が厳しくなり折りですので、早急にそういった面、統廃合の見直しを図るべきだと思っておりますけれども、そこら辺について

町長に答弁をお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 高橋議員の「庁舎の統廃合」について、お答えを申し上げます。

庁舎の統合・一本化については、大きなメリットがあります。まず、住民さんが生活上・業務上、それぞれの手続きに来られる際に、すべての課がありますので、ワンストップで済みます。

現状の分庁舎では、例えば、愛知川庁舎のくらし安全環境課に住民の方々いらっしゃった際に、ご相談いただいた要件が、秦荘庁舎の農林商工課の所管だとお伝えする際の職員の心苦しさを、住民の方の時間を無駄にして申しわけない気持ちに、町長就任以来、何度も直面をしてまいりました。

2つの庁舎を共にメイン庁舎とする分庁方式では、すべての経営資源や人員が分割されており、非常に非効率となっています。年間億を超える維持・運営コストがかかっていますが、その削減ができます。

そして、現在は打ち合わせや書類の受け渡し、会議等々、庁舎間の移動だけで相当数の職員の貴重な勤務時間が消費されています。生産性が低いと言わざるを得ません。ガソリン代も無駄にかかり、事故を起こす可能性も高まります。移動も仕事の一部ということで、職員としては時間を使うわけですが、何かを生み出すためにその時間や車が使われたとは言えません。その分、住民さんの直接のお声を聞いたりする時間や機会が確保できた可能性もあります。

また、価値観が多様化し、行政課題も多岐にわたり、1つの課でその解決を図ることは困難な場合が多く、各課が連携して政策を進める必要があります。しかしながら、現状においては、管理職が一堂に会して、もしくはすぐに打ち合わせをして、迅速な課題解決や意思決定につなげる、そして新たなアイデアを生み出すというようなことも物理的にできず、組織運営上も大変なロスとなっています。

期待された合併の最たる狙いは、公務員や行政部門の据え置きではなく、効率的な行政の実現であります。民間の皆さんは様々な社会の要請に応えるべく、自ら変革をし、切磋琢磨をされています。住民のためにこそ存在する行政セクターだけが、温存され、現状維持で思考を止め、もしくは効率的な行政の実現から目を逸らすということが、住民の願いであるはずがありません。

合併からすでに14年目、庁舎の一本化によって効率的な行政を実現すべき、かなり

の数の住民の方々からも、議会の先生方からもお声をいただいております。また、職員からも業務の遂行上、また時間的にもかなりの負担と、ロスとなっているとの声があるのも事実です。

2町の歴史を、私も大好きです。すごく思い入れがあります。ですが、持続可能な、効率的で未来に向けてしっかりと機能する行政の実現ということに責任を負う立場に就かせていただいた以上、庁舎の一本化は、議会の皆様とともに意思決定をできる立場にある者の責務として、進めていかねばならないと考えております。

あわせて申し上げますと、庁舎の統合（本庁舎の一本化）としても、新たな大きな建物をつくりたいとは思っていません。今の役場建物の内部や、使っていない会議室等を何とか工夫をして、皆で融通をきかせて、適正な規模でやっていきたいと考えています。そのためのシミュレーションをこれから進めていきます。

当町は、車で移動しても、生活圏であればだいたい20分で町域のどこにでも行けるサイズです。しかし、2つの本庁舎を持っています。面積がはるかに広く、1時間はかかるお隣り、東近江市でも本庁舎は1つ、広大な高島市も甲賀市も1つ、米原市も1つです。

ヒントはどこにあるか、支所機能です。住民さんが生活上頻繁に必要とされる事柄は、カウンターがあり、住民サービスを提供する、相談できる窓口もある、人の顔もちゃんと見える支所機能です。

町が合併された先ほどの市も、旧来の町の役場に支所機能は残し、ただし、行政機構としては機能不全を起こさないためにも、1か所に集約し、組織の神経回路をつないでおられます。愛荘町も庁舎を一本化したとしても、住民票の発行等々の生活に密着した手続きの簡易さは、現状と変わることなく、しっかりと支所にて確保いたします。

以前の議会でも申し上げましたが、昭和の時代にきれいな新品の公共施設で輝いた時代を生きてきた、受益をしてきた私たち世代こそが、次代にこそ、よりよい状態で町のバトンをつないでいかななくてはなりません。私見で申し上げれば、もっと早いタイミングでこのことに取り組んでいただく必要があったと存じます。

役場機構の統合、一本化を通じ、今を生きる住民さん、未来を担う住民のためにも、より神経回路を密にした、フットワークのよい、判断と行動の早い、愛荘町役場にしていきたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 本当に慎重にお答えいただきました。先ほど藤塚政策監も申されましたように、「2庁舎になっているのでちょっと……」というような話もありました。

そういったことで、2つに分かれているとそれだけ経費も掛かりますし、とにかも住民の皆さんにもいろいろとご理解をいただかないと、なかなか進められませんので、早急に検討委員会等を立ち上げていただいて、我々議会としても真剣に取り組まなければならない課題でございますので、財政状況を考えると、いてもたってもいられません。そういった状況ですので、今後とも進めていただきたいと思います。

続いて5つ目、今庁舎の問題を言いましたけれども、まだまだ2か所の図書館とか、旧愛知川警察署跡地の問題、福祉施設の問題、体育施設などの公共施設についても、早急に見直す時期に来ていると思います。そういった施設の統廃合等を、庁舎以外でもありますので、そういった面についても町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 高橋議員のご質問のうち「公共施設の見直し」について、お答えを申し上げます。

先の答弁の愛荘町公共施設（建物）個別施設計画（第1期）は、昨年度、「愛荘町公共施設等の利活用を考える検討会」に諮問をさせていただき、その答申を受け策定いたしました。

検討会では、町が所有する各公共施設は、当時その時代の要請等を受け、ハード整備に取り組んできたことを十分に理解しつつも、将来世代に負担を押しつけないという考えのもと、先送りすることなく検討を重ねられたものであり、検討会の総意として重く受け止め、今後のまちづくりに役立てていきたいと考えております。

議員ご質問にありました類似する各公共施設等は、昨年度策定いたしました計画書をもとに進めてまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。そういったことで、非常に財政厳しい折でございますので、前向きにご検討いただきたいと思います。次にまいります。

町長の強いリーダーシップのもとに、将来世代のため地方創生の取り組みを深化させるとともに、一方で行政改革を大胆に推し進めなければならないと考えております。地方創生の深化に向けて、国や県への要望活動、そういったことがしっかりと取り組めておられるのかどうか。例えば国とか県への補助金の問題とか、いろんな行政の問題がご

ざいますので、そういった面での国・県への要望活動をどのように思っておられるのか、その辺についての町長の答弁をお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど高橋議員にご質問いただきましたように、行政改革を大胆に推し進めていくためには、国や県に当町が抱える実情や課題、取り組み状況をご認識いただくなど、しっかりとしたパートナーシップを構築していくことが不可欠であると考えております。

平成30年3月に町長に就任させていただいてから、知事はじめ県幹部に機会あることにお会いし、重点要望事項として、道路整備の推進、交通安全対策の強化、災害対策について、様々なチャンネルからも要望活動をいたしております。

特に町の発展に欠かすことができない町西部の県道整備や通学路の交通安全対策については、「県と町とで連携を密にし、進めていきましょう」との前向きな回答をいただいております。要望活動としては一定の効果を得たものと感じているところです。

地方創生の深化に向けた選択と集中による要望活動の必要性も、実感をいたしているところでもあります。本町の将来を見据えた具体的な成果につながる施策を構築していくためにも、引き続き要望活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。

それでは最後に、愛荘町のこの厳しい財政を立て直すため、また、町長の公約の実現のため、今後の町長のお考えを、全体としてこうだという、リーダーシップをとって、こういうふうには發揮していきたいという思いをお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど高橋議員からご質問いただきまして、これからの愛荘町はこうだということで、実は今回、私、高橋議員からのご質問を初めて頂戴いたしているところもございまして、本当に町のことをお考えいただいております。1つひとつの質問を拝聴できて、大変ありがたく存じました。「財政の立て直し、公約の実現について」のお答えを申し上げます。

これから大変厳しい財政状況を迎えますが、財政立て直しに向けて住民の皆様へ、よい情報も難しい情報も共有をしっかりと行うとともに、管理職を含むすべての職員が能

力を磨き、経営感覚とコスト意識を持って、組織の力を引き上げ、より実効性のある行財政改革に取り組んでまいります。

一方、公約に掲げた想いを落とし込んだ第2次総合計画に掲げる“10年後のまちの姿”『愛着と誇り。人とまちがともに輝く みらい創生のまち。』の実現に向けて、重点戦略プロジェクト、次代を担う「ひとづくり」、誰もが活躍できる「しごとづくり」、未来を先取る活力ある「まちづくり」を皆様とともに推進し、“ふるさと愛荘”をより笑顔のある誇り高いまちとして、次世代につなげてまいる所存です。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） ありがとうございます。

非常に財政厳しい折でございます。今後の町長の財政運営、拝見したいと思います。その手腕をご期待申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩といたします。午後の再開を、1時40分といたします。

休憩 午後0時40分

再開 午後1時40分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第7号の上程、報告

○議長（竹中秀夫君） 日程第2、報告第7号 平成30年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） 議案書1ページをお願いいたします。

報告第7号 平成30年度愛荘町財政健全化判断比率等の報告について説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率および資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

1、健全化判断比率でございます。実質赤字収支比率および連結実質赤字収支比率につきましては、収支が黒字決算となっていることから該当がなく数値としては表れてございません。

実質公債費率につきましては6.0%であり、早期健全化基準25.0%を下回っております。また、将来負担比率につきましては、標準財政規模に対して将来負担すべき実質的な負担割合で15.5%となりました。早期健全化基準350%を下回っております。

続いて、平成30年度公営企業にかかる資金不足比率でございます。下水道事業特別会計でございますが、資金不足額が生じておりませんので、数値には表れてございません。いずれの数値も早期健全化基準を下回っている状況でございます。

以上のとおり報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（竹中秀夫君） ここで代表監査委員の意見を求めます。山本憲宏君。

〔代表監査委員 山本憲宏君登壇〕

○代表監査委員（山本憲宏君） 皆さん、こんにちは。代表監査委員の山本憲宏です。

平成30年度財政健全化審査意見書および下水道事業特別会計経営健全化審査委員見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、令和元年7月29日に提出にあった平成30年度財政健全化判断比率および資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

その結果、いずれの書類も適正に作成されているものと認める。

令和元年8月8日

愛荘町長 有村国知様

愛荘町監査委員 山本憲宏

同 河村善一

以上です。

○議長（竹中秀夫君） これで報告第7号を終わります。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第3、議案第28号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

[福祉担当政策監 岡部得晴君登壇]

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第28号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案書2ページ、説明資料につきましては1ページをお開きいただきたいと思います。説明資料にてご説明をさせていただきます。

改正の理由でございますが、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の公布によりまして、住民票に旧氏の記載を求めることが11月5日から可能となります。印鑑登録制度については自治体が条例で定めており、今回、旧氏の印鑑でも印鑑登録ができるよう総務省から技術的助言である印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が通知されたところでございます。

これを受けまして、本町では住民票への旧氏の記載と旧氏の印鑑でも印鑑登録ができることを11月5日以降、可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨ですが、住民基本台帳法施行令の一部改正により氏の変更があったものが住民票に旧氏の記載を求めることが可能となることから、住民票に記載された旧氏の印鑑登録や印鑑登録原票および印鑑登録証明書の氏名欄に旧氏を記載できるようになるのでございます。

改正後の条例は令和元年11月5日から施行するものでございます。

2～3ページは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第28号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第4、議案第29号 愛荘町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第29号 愛荘町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書は3ページ、説明資料につきましては4ページをお願いいたします。

本条例の改正理由であります。

昨年11月の組織機構の再編において課の名称変更や統廃合が行われたことによる課名の変更を行うものでございます。

改正条例の要旨でございます。

愛荘町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例として11条立てで全体として9つの条例の一部を改正するものでございます。

まず、第1条では愛荘町特別職報酬等審議会条例、第2条では愛荘町行政不服審査法施行条例、第3条では愛荘町公共公有財産審議会条例、第4条および第5条では愛荘町新型インフルエンザ等対策本部条例、第6条および第7条では愛荘町消防センター条例、第8条では愛荘町水防協議会条例、第9条では愛荘町空き家等対策協議会条例、第10条では愛荘町都市計画審議会条例、第11条では愛荘町公共下水道事業審議会条例の一部を改めるものでございます。

条例の施行日につきましては公布の日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

ただし、第8条、第10条および第11条の規定は平成22年4月1日から適用し、第5条、第7条および第9条の規定は平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上、愛荘町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第29号 愛荘町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第5、議案第30号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第30号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書は5ページ、説明資料につきましても5ページをお願いいたします。

本条例の改正理由であります。

成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されました。

この一括整備法は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人および被補佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう、成年被後見人等にかかる欠格事項、その他の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るものとされています。

これを踏まえ、一括整備法の趣旨に則り、本町においても愛荘町給与条例について、

次のとおり所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては大きく2点ございます。

1点目は成年被後見人等は職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができないとする規定を削除いたします。

2点目は、職員は成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失おうとする規定を削除するものでございます。

該当する条文は、第22条第1項・第4項、第22条の2第1項・第2号、第23条の第1項・第2項、第29条の第5項中の該当する部分の規定を削除するものでございます。

施行日につきましては、一括整備法である地方公共団体の条例等の整備が必要なものとして、公布の日から6ヵ月を経過した日である令和元年12月14日から施行するものでございます。

また、附則の第2項では経過措置を設けているものでございます。

以上、愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第30号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第6、議案第31号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例を議題にします

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書7ページ、議案第31号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

改正理由、概要ならびに要旨につきましては別冊改正条例説明資料の9ページ、新旧対照表は13ページからでございます。改正条例説明資料によりご説明をいたします。9ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律ならびに当該関係省令がそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正条例の要旨は9ページから12ページでございます。

今回の改正は全14項目のうち主なものの改正について申し上げます。それでは左側の記載番号の順にご説明申し上げます。

まず、1番の第24条第1項の改正は、単身児童扶養者を非課税措置の対象へ追加するもので、いわゆる一人親のうち未婚のまま子を養育している者で寡夫等に合わせて一定額以下の所得の者を非課税とするものです。

法律改正に伴う改正で施行日は令和3年1月1日です。

次に、2番は第36条の2で、前年の給与で年末調整を受けた者が住民税の申告書を提出する場合において、所得控除の額が年末調整と同額だった場合は、その内訳について記載を要しないことになるという改正です。

これに関して5番目は項ずれによる整理でございます。2番、5番とも施行日は令和2年1月1日でございます。

次に、3番および4番の改正につきましては、1番で説明申し上げた単身児童扶養者について扶養親族申告書への記載事項が追加されるもので、法律改正に合わせて3番、4番とも施行日は令和2年1月1日でございます。

次、10ページをお願いいたします。6番の付則第16条は軽自動車税のグリーン化特例について段階的に改正するもので、第1条では自由化の規定を整備して令和2年度分および令和3年度分の経過が新設されます。

また、改正の第2条は令和4年度分および令和5年度分の経過の対象が電気軽自動車

等に限定される改正でございます。

次に、第7番の付則の第16条の2の改正は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について第1条は自動車メーカーが燃料データを改ざんする等の不正があった場合に軽自動車税に不足が生じた場合は、その納税義務を当該自動車メーカーに課する措置の改正で、第2条の改正は法附則の施行に伴う条ずれの整備でございます。

いずれも法律改正に合わせての改正で、第1条の改正部分の施行日は令和元年10月1日、第2条の改正部分の施行日は令和3年4月1日でございます。

次に、第8番目の付則第15条の2は、法律改正に合わせて新設されるもので3輪以上の軽自動車について令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間、非課税とする臨時的軽減の規定を新設するもので、9番は軽自動車税の環境性能割について当分の間、県が徴収を行うことから所要の改正を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。10番は付則第15条の2の3は、条ずれによる規定の整備、11番は付則第15条の6は自家用の3輪以上の軽自動車で乗用のものにかかる環境性能割の税率について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に購入された場合に1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

8番から11番までの施行日につきましては、いずれも令和元年10月1日でございます。

次に、12番は資本金1億円以上のいわゆる大法人は、申告書等について電子情報処理組織による提出が義務付けられていましたが、電気通信回路の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の猶予措置として規定されるものでございます。

この改正部分の施行日は令和2年4月1日でございます。

12ページの13番および14番は項ずれによる改正でございます。

以上、9月議会に上程を予定させていただいております愛荘町税条例等の一部改正についての説明といたします。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。この条例改正で特別地方事業税というものに、この条例改正そのものは該当しないのかどうか、確認をします。

○議長（竹中秀夫君） 税務課長。

○税務課長（北村章夫君） ただいまの辰己議員のご質問にお答えいたします。

特別地方事業税ということでございますけれども、今回の税条例の改正の中には含まれておりません。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。この議案第31号そのものに対して、改正される部分があるとは言え、結果として環境性能割等は電気自動車に集約されていくということにおいての新しく規定がされているそうした条例であって、結果として庶民の自動車に対する税そのものに重税感を及ぼしていくということを指摘して反対討論いたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 7番、高橋です。私は議案第31号 愛荘町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の税条例の一部改正は地方税法の一部改正に伴う所要の整備で、いわゆる一人親のうち、未婚のまま子を養育している単身児童扶養者について、寡夫等と同様の条件のもとに非課税措置の対象へ追加する改正や、令和元年10月1日から導入される軽自動車税の環境性能割については当分の間、県が徴収を行うことから、非課税対象となる車両については県の基準に合わせる旨の規定を新設すること、またこの環境性能割の税率について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに購入された場合に1%減とする臨時的軽減の規定を新設することなどが主な内容となっています。

いずれも全国均一の税務行政を推進するために必要な改正であり、今回の愛荘町税条例等の一部改正に賛成するものであります。

議員各位におかれましても、改正趣旨にご理解いただき、ご賛同をお願いいたします。賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第31号 愛荘町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第7、議案第32号 愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

[企画担当政策監 藤塚雅徳君登壇]

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 愛荘町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例案に関してご説明いたします。議案書14ページ、説明資料は25ページでございます。

この度、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されました。これはこれまで法律により3%に固定されておりました災害援護資金の貸付利率について、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付が可能となり、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化を目的とするものです。

町においても当該法改正を踏まえ、愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の具体的な内容ですが、これまで据置期間中は無利子とし、期間経過後は年3%とされていた災害援護資金の利率を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子、据置期間経過後は年1%とするほか、その他所要の改正を行うものです。

施行日は公布日を予定しております。

ご審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第32号 愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第8、議案第33号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

〔企画担当政策監 藤塚雅徳君登壇〕

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。議案書16ページ、説明資料は27ページをお願いいたします。

本条例案は、成年被後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人および被補佐人の人権が尊重され、不当に差別されないよう、成年被後見人等にかかる欠格条項、その他の権利制限にかかる措置の適正化を図るための措置として、愛荘町消防団条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、消防団員の欠格条項から成年被後見人および被補佐人を削除するものでございます。

施行は令和元年12月14日を予定しております。

ご審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第33号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第9、議案第34号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

[福祉担当政策監 岡部得晴君登壇]

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第34号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。議案書17ページ、説明資料につきましては29ページをお願いいたします。説明資料でご説明をいたします。

まず、改正の理由でございますが、国が定める家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を踏まえ、愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例を制定しております。

この度、国の省令が改正されたことに伴い、本町においても所要の改正を行うものがございます。

改正の要旨でございます。

まずは代替保育の提供先の緩和です。保育園・幼稚園および認定子ども園を連携施設とすることが著しく困難であると認められる場合、次の2点の条件のもと、小規模保育事業A型もしくはB型または事業所内保育事業を行うものを連携施設とすることを可能とするものがございます。

1点目は、それぞれの役割分担および責任の所在が明確にされていること。

2点目は代替保育を提供するものの本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることでございます。

次に、連携施設確保の経過措置期限の延長と要件の緩和でございます。卒園後の受け

皿として保育を提供する連携施設として確保については5年間の経過措置が設けられていましたが、確保が困難であると認められる場合は、さらに5年の経過措置期限を延長するものでございます。

この場合、利用定員が20名以上の企業主導型保育施設または市町村が運営費支援等を行っている認可外保育施設で市町村長が適当と認める施設を連携協力行うものとして確保しなければなりません。

次に、保育型事業所内保育事業における連携施設の確保の不用でございます。満3歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育所について市町村長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿として保育を提供する連携施設の確保を不用とするものでございます。

次に、食事の外部搬入の容認範囲の拡大でございます。特例といたしまして、連携施設などからの食事の搬入は可能でございますが、家庭的保育者の居宅で保育を提供する場合に限り、事業所からの外部搬入を可能とするものでございます。

最後に、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置の期間でございます。新制度開始以前から家庭的保育事業を行っている事業者に関し、調理設備の確保が困難な実情を踏まえ、努力義務を課しつつ経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。

改正後の条例につきましては公布の日から施行するものでございます。31ページから35ページは新旧対照表となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。この中で新たに家庭的保育事業の連携施設の確保というのが、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行うものが新たに連携施設になるということですが、ここも連携施設の確保をしなければならない施設であると把握していますけれども、それに対して確認をしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ただいまの瀧議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小規模保育のA型・B型でございますけれども、こちらにつきましては地域型保育の

中の1つということで、家庭的保育等の該当の施設になってはございます。その中で小規模保育事業のA型・B型につきましても基準がございまして、こちらの方について、その基準を満たしている小規模保育A型・B型は代替保育をする連携保育所として緩和されたというものでございます。

その他もう1つC型の小規模保育のスタイルがございまして、こちらについては連携の施設というものになることはできないというような規定になってございます。

今回、小規模保育の事業をやっている基準をクリアしている保育所については、その代替保育への事業所として、することができるというような規定に変わったものでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今の答弁は私の聞いていたことと違って、つまり今回、新たに連携施設になることができる場所ですけれども、その施設も家庭的保育事業等の中に入っているということなんで、そこもまた連携施設を確保しなければならない施設なんですねと言ったんです。それについての確認を求めたわけですし、それについてお願いしたい。

愛荘町には家庭的保育事業等の事業所はないということだったんですけれども、例えば、町外保育において、愛荘町の子どもさんが家庭的事業所を利用する可能性があるのかどうか、そういう可能性があるのかどうかということについて、答弁をお願いしたい。

また、こういう改正がされているというのは、やはり連携施設の確保が今まで困難であったが、ここの町にはないので把握は具体的にはされていないかもしれませんが、全国的には連携施設の確保がなかなかできなかったという事実があるのではないかと。資料を見ましても、そういうことが書いてあるんですけれども、ないので、こういう改正に至ったというのではないかと思いますけれども、そこら辺についても答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） まず1点目の小規模保育のご質問でございますけれども、もちろん小規模保育の緩和をされてA型・B型は連携施設になることができるようになったんですけれども、元々の小規模保育の事業をやっているところ自体も他の小規模保育のA型をやっている保育所を連携施設としなければならないというふうになっております。

小規模 A であるとか、保育所、幼稚園、認定子ども園と同様にしなければならないというように規定に変わっております。

もう 1 点目の事業所内保育、家庭的保育等の中に、愛荘町においてはこういった保育所はないけれども、町外のところの地域型保育の中の事業所内保育所に、愛荘町の子どもさんがお世話になっております。

そういった町外の事業所の保育所についても、今回の法律については該当になってまいりますので、保育所、幼稚園、認定子ども園、それと加えて小規模保育の A 型・B 型の事業所を、連携保育所として連携をとらなければならないというふうになってまいります。

もう 1 点ですけれども、緩和をされた理由というところで、議員の方からもお話をいただきましたけれども、この緩和をされた理由としましては、おっしゃっていただきましたように、待機児童等の問題もございまして、なかなか連携保育所として、他の事業所であったり、家庭内の保育所であったり、そういったところの子どもさんを受け入れていくということが、非常に困難になってきているというような背景があるというふうに考えております。

そういったことから、規制の方の緩和がされ、小規模保育の A 型・B 型についても連携保育所として連携をとることができるというふうに改正がされたものと認識をしているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 2 5 分

再開 午後 2 時 2 6 分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小規模保育をしている事業所につきましても、連携保育所を定めなければなりません。その連携保育所は保育所、幼稚園、認定子ども園のほかに小規模保育事業所の A 型・B 型を含めて連携保育所として連携をとることが求められているものでございます。

ですので、小規模保育の保育所も小規模保育 A 型・B 型の事業をやっている保育所と

連携をとることができるようになったということでございます。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。議案第34号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対し反対を表明します。

今回の条例改正の内容は、すべて保育の質の低下が危惧される規制緩和です。政府は、待機児対策として、家庭的保育事業等や企業主導型事業所内保育の整備を図りましたが、家庭的保育事業等の連携施設の確保が進んでいない状況の下で、このような規制緩和をしてきたものと考えます。

保育園、幼稚園、認定子ども園という連携施設の枠を小規模保育事業A・Bまたは事業所内保育事業所に広げましたが、連携施設となるその施設をまた連携施設を確保しなければならない事業所ということになります。

連携施設は日常的な保育連携、いざという時の代替保育、卒園後の受け皿となる受入連携という3つの機能がありますから、連携施設を確保しなければならない施設が、ほかの連携施設になることは意味がないことで、保育の安全安心にはつながりません。

このような家庭的保育事業等の連携施設として、従来どおりに保育園、幼稚園、認定子ども園を確保することが、家庭的保育事業等において、子どもが安全安心な保育を受けることにつながります。

このほか猶予期間の引き伸ばしや食事の外部搬入の容認範囲の拡大など、すべての改正が規制緩和で、保育の質の低下につながるものであることを訴え、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。私は議案第34号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、この省令により、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準が改正されました。

愛荘町では国の基準を踏まえ、愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例を定めていることから、国の基準の改正に準じて条例の改正が行われるものです。

本改正では代替保育、卒園後の受け皿等の連携施設の選択肢が増えること。また、給食に関する外部搬入の拡大、自園調理の規定の適用経過措置など、家庭的保育事業等の運営に関わる内容であり、保育の質を確保しつつ、基準を順守した運営が期待できるものであります。

以上の理由により、本条例の一部改正について賛成をするものです。

議員皆さまのご理解をお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第34号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第10、議案第35号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

[福祉担当政策監 岡部得晴君登壇]

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第35号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書については20ページ、説明資料については36ページをお願いいたします。説明資料にてご説明をさせていただきます。

まず、改正の理由でございますが、国が定める特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえ、愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定しております。

この度、内閣府令第7号および第8号による改正がなされたことに伴い、本町においても所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございます。内閣府令第7号による改正につきましては、先ほどの議案第35号で説明しました家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準が改正されたことにより、整合性を図るために次の3点を加えるものでございます。

1点目は代替保育の提供先の緩和、2点目は連携施設に関する経過措置、3点目は保育所型事業所内保育事業所における連携施設の確保の不用でございます。

次に、内閣府令第8号による改正については、用語の整理とともに幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更でございます。

無償化に伴い主食の提供に要する費用に加え、副食費の提供に要する費用についても保護者から支払いを受けることができる費用とされたものでございます。ただし、3歳以上の子どものうち、世帯の市町村民税、所得割合算額が1号認定の子どもの幼稚園児は7万7,101円未満、2号認定子どもの保育園児等は5万7,700円未満が副食費のみ免除となります。

また、3歳以上の子どものうち、小学3年生までの子どもが子どもで上から3番目以降の幼稚園児と就学前の子どもで上から3番目以降の保育園児等についても、副食費のみ免除とするものでございます。

改正後の条例につきましては、令和元年10月1日から施行するものでございます。38ページから72ページについては新旧対象表となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。議案第35号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対し反対を表明します。

この条例中、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の提供に要する取扱の変更、免除規定や用語の整理などについては賛成します。

しかし、議案34号に出ていた家庭的保育事業等における規制緩和の内容については

保育の質を低下させるものであることを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。私は議案第35号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、この省令により特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されました。

愛荘町では国の基準を踏まえ、本条例を定められていることから、国の基準の改正に準じて条例の改正を行うものであります。

本改正では、議案第34号の愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に伴い、本条例の該当する部分が改正となるもので、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更に関する条例となっております。

食事の提供に要する費用の副食費については、これまでも保護者が保育料の中で負担していた経過等があることから、保護者から実費徴収することとし、所得の階層により副食費を免除する規定を新たに設けるものであります。

これらの改正については、子育て世代の負担軽減を図ることを目的とした幼児教育・保育の無償化に伴う改正であり、副食費の免除については、更なる子育て家庭への経済的な支援であることから、本条例の一部改正について賛成するものであります。

議員の皆さまにおかれましても、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第35号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第11、議案第36号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第36号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案書31ページ、説明資料73ページをお開きいただきたいと思います。説明資料にてご説明をさせていただきます。

まず、改正の理由でございますが、国が定める放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を踏まえ、愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例を制定しております。この度、省令が改正されたことに伴い本町においても所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございます。放課後児童支援員の資格要件について、都道府県知事が行う研修を修了したものから都道府県知事または地方自治法252条の19、第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものと改正されたため、本町における放課後児童支援員の資格要件についても同様とするものでございます。

改正後の条例は公布の日から施行するものでございます。74ページは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第36号 愛荘町放課後児童健全

育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第12、議案第37号 愛荘町環境基本計画審議会条例を廃止する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

[企画担当政策監 藤塚雅徳君登壇]

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 議案第37号 愛荘町環境基本計画審議会条例を廃止する条例につきまして、ご説明申し上げます。議案書32ページ、説明資料75ページでございます。

愛荘町環境基本計画審議会条例につきましては、愛荘町環境基本条例等に定める環境審議会に機能移管された際に廃止がなされていなかったため、今回廃止を行うものでございます。

ご審議のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第37号 愛荘町環境基本計画審議会条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第13、議案第38号 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額を定める条例を廃止する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 青木清司君登壇〕

○教育次長（青木清司君） それでは、議案書33ページ、説明資料の最後の76ページをお開きいただきたいと思います。議案第38号 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額を定める条例を廃止する条例についてご説明をさせていただきます。説明資料をお願いいたします。

条例を廃止する理由と要旨でございます。子ども子育て支援法施行令第4条において満3歳以上、教育認定子ども1号認定については、利用者負担額上限をゼロとしたため、愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額を定める条例を廃止するものでございます。

条例の施行日につきましては令和元年10月1日とし、条例の施行日前に行われた教育にかかる保育料は従前の例によるものといたします。

以上、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第38号 愛荘町子どものための教育に関する施設利用者負担額を定める条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号～議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第14、議案第39号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についてから日程第16、議案第41号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

〔企画担当政策監 藤塚雅徳君登壇〕

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 議案第39号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更についてから議案第41号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分につきましては、相互に関係するため一括してご説明申し上げます。議案書34ページをお願いいたします。

昭和43年に設立されました滋賀県市町村交通災害共済組合については、近年の加入者数の減少とともに、多種多様な民間保険制度が充実していることから、今年度末で解散をするために、解散後の事務の承継のための規約変更、解散することおよび解散に伴う財産処分について議決を求めるものです。

まず、議案39号でございます。解散後の事務の承継のための規約変更でございますが、滋賀県市町村交通災害共済組合規約に第10条を新設いたしまして、解散した場合の事務については、滋賀県市町会がその事務を承継すること等定めるものでございます。

続きまして、議案第40号、解散することに関してでございますが、令和2年3月31日をもって解散することの議決を求めるものでございます。

最後に、議案第41号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、基金への拠出金および関係地方団体に加入者割により帰属する財産として、それぞれ19万円、590万9,400円、計609万9,400円を愛荘町への配分金等とする財産処分に関して議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより議案第39号から議案第41号までの質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第39号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（竹中秀夫君） 次に、議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第40号 滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについては、原案のとおり可決されました。

○議長（竹中秀夫君） 次に、議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第41号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第17、議案第42号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

〔経営戦略課長 陌間秀介君登壇〕

○経営戦略課長（陌間秀介君） それでは、議案第42号 財産の取得につき議決を求めることについて、ご説明をさせていただきます。議案書41ページをご覧ください。

次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

1、取得の目的 令和元年度物品第6号

- 愛荘町ネットワーク機器物品購入
- 2、取得の方法 指名競争入札
- 3、取得金額 金 961 万 2,000 円
- 4、取得の相手方 住所 京都府京都市上京区
千本通元請願寺上る南辻町 369 番地の 3
氏名 株式会社ケーケーシー情報システム
代表取締役社長 松下直弘

でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第 4 2 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第 4 2 号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩いたします。再開を 3 時 1 5 分とします。

休憩 午後 2 時 5 6 分

再開 午後 3 時 1 5 分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第 1 8、議案第 4 3 号 令和元年度愛荘町一般会計補正予

算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第43号をご説明させていただきます。別冊補正予算書1ページおよび別冊資料の補正予算概要の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ408万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,076万2,000円とするものとさせていただきます。

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

補正予算書の5ページをお願いいたします。第2表 地方債補正であります。臨時財政対策債において限度額を2億8,000万円から2億6,423万6,000円に変更をお願いするものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

事項別明細書で各科目の補正額および主な内容を説明いたします。8ページをお願いいたします。

8款地方特例交付金2項子ども子育て支援臨時交付金5,563万6,000円の追加は、保育料無償化にかかる経費について、地方負担分を国において臨時交付金として措置するものとさせていただきます。

9款地方交付税1項地方交付税6,520万3,000円の減額は交付決定によるものとさせていただきます。

11款分担金および交付金2項負担金2目民生費負担金1節児童福祉費負担金3,331万5,000円の減額は、保育料無償化に伴う町内および町外民間保育所の保育料保護者負担を減額するものとさせていただきます。

12款使用料および手数料1項使用料2目民生費使用料6節町立保育園保育料1,137万7,000円の減額は、保育料無償化に伴い、つくし保育園の保育料を減額するもの、7目教育使用料1節幼稚園保育料1,094万4,000円の減額は、同様に愛知川幼稚園・秦荘幼稚園の保育料を減額するものとさせていただきます。

9ページをお願いいたします。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童福祉費負担金2,596万6,000円の追加は、保育料無償化に伴い公費負担の増加と認可外保育所に給付する施設等利用給付費に対する国庫負担分でございます。

2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 1 節障害福祉費補助金 371 万 7,000 円の追加は、地域生活支援事業補助金として自立支援給付審査支払等システム改修、3 節児童福祉費補助金 959 万 8,000 円の減額は、保育料無償化に伴い国庫補助金で計上していた事務経費を県補助金とするものでございます。

14 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 1 節児童福祉費負担金 1,298 万 3,000 円の追加は、保育料無償化に伴い県負担金の増加分 4 分の 1 および認可外保育所等に給付する施設等利用給付費に対する県負担金 4 分の 1 でございます。

2 項県補助金 2 目民生費県補助金 7 節児童福祉費補助金 1,011 万 1,000 円の追加は、保育料無償化に伴い一定所得者の第 3 子以降の副食費免除分に対する県補助金 2 分の 1 および保育料無償化に伴う県補助金として新たに計上するもので、10 分の 10 の補助でございます。

10 ページをお願いいたします。16 款寄付金 1 項寄付金 1 目一般寄付金につきましては、この度、愛知電気工業株式会社さまから 100 万円のご寄付をいただき、小中学校町内 10 施設の備品購入などに充当させていただいております。

17 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 2 億 8,293 万 6,000 円の減額、18 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金につきましては、前年度繰越金として 3 億 2,431 万 3,000 円の追加でございます。

19 款諸収入 5 項雑入 1 節総務費雑入 5 万 5,000 円の追加は、台風 3 号による文化財資料室の屋根の破損に伴う共済金でございます。

同じく、2 節民生費雑入 157 万 9,000 円の追加は、保育料無償化に伴い 3 歳以上の給食費を徴収するものでございます。

同じく 8 節教育費雑入 215 万 9,000 円の減額は、幼児教育無償化に伴い給食費が免除となる対象分の減額でございます。

11 ページ、20 款町債 1 項町債 1 目総務債 2 節臨時財政対策債 1,576 万 4,000 円の減額は確定によるものでございます。

続きまして歳出でございます。12 ページをお願いいたします。2 款総務費 2 項総務管理費 6 目企画費 8 節報償費 30 万円、9 節旅費のうち 1 万 5,000 円の追加はまるごと活性化プランに取り組む予定の自治会の増加による講師謝礼等でございます。

旅費のうち 15 万 2,000 円の追加は、ゆめまちテラスえち活用検討委員の識見を有する謝礼、住所変更に伴う増加分でございます。

7目電子計算費 13節委託料 420万 2,000円の追加は、障害者自立支援給付審査支払等システム改修に伴うものでございます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費 100万 8,000円の追加は、窓口サービスにかかる嘱託職員の追加に伴う賃金でございます。

3款民生費 1項社会福祉費 8目障害福祉費 19節負担金補助および交付金 10万円の追加は、愛知電気工業株式会社さまからの寄付のうち愛犬つくし教室分で負担金として支出をするものでございます。

28節繰出金 20万 7,000円は介護保険特別会計への繰出金の減額、2項児童福祉費 1目児童福祉総務費 13節委託料のうち 257万 4,000円および 13ページ、15節工事請負費 3,152万 1,000円の追加は、特殊建築物定期調査における施設改修工事および管理業務でございます。

13節委託料のうち 43万 2,000円の追加は、保育料無償化に伴う電気整備、19節負担金補助および交付金 16万 2,000円の追加は、寡夫世帯第3子以降の副食費が免除されることに伴う民間保育所への補助分です。

20節扶助費 404万 9,000円の追加は、保育料無償化に伴う認可外保育所等への給付費でございます。

2目児童福祉費措置費 19節負担金補助および交付金 558万 9,000円の減額は保育料無償化に伴い、町内民間保育所が副食費を直接徴収することによる減額で、同じく 5万 4,000円の減額は町外民間保育所分でございます。

4目保育園費 11節需用費消耗品費 3万 3,000円および工事請負費 6万 7,000円の追加は寄付分のうち、つくし保育園分でございます。

8款土木費 2項道路橋梁費 4目交通安全対策費 15節工事請負費 2,000万円の追加は、小学校通学路における危険箇所および幼稚園・保育園の散歩コースの危険箇所において緊急的に修繕工事を実施するものです。

8款土木費 2項都市計画費 2目下水道費 28節繰出金 5,870万円の減額。

14ページをお願いいたします。10款教育費 1項教育総務費 3目教育振興費 3節職員手当 2万 6,000円、4節共済費 9,000円、7節賃金 86万 4,000円、8節報償費 16万 4,000円、11節需用費 6万 6,000円の追加は、愛荘町教育大綱および第2期教育基本計画の策定に向けた委員会の費用および教育委員会臨時職員の雇用分でございます。

同じく、教育振興費 8節報償費のうち 4万 9,000円の追加はスクールソーシャルワーカー

カーにかかる費用でございます。

13 節委託料 39 万 6,000 円の追加は、次年度からプログラミング教育開始に伴うシステムのインストール費用でございます。

2 項小学校費 1 目学校管理費 18 節備品購入費 40 万円および 3 項中学校費 1 目学校管理費 18 節備品購入費 20 万円の追加は、寄付分のうち町内 4 小学校および 2 中学校への備品購入分でございます。

次、15 ページでございます。4 項幼稚園費 1 目幼稚園費 3 節職員手当 2 万 6,000 円、7 節賃金 45 万円の追加は秦荘幼稚園の生活支援員雇用によるものでございます。

18 節備品購入費 20 万円の追加は寄付分のうち両幼稚園への備品購入費でございます。

5 項社会教育費 4 目文化財保護費 11 節需用費 5 万 5,000 円の追加は、台風 3 号による文化財資料室屋根瓦の修理でございます。

11 目博物館費 15 節工事請負費 63 万 2,000 円の追加は、歴史文化博物館玄関ドア故障による改修工事分でございます。

6 項保健体育費 2 目体育施設費 11 節需用費 47 万 9,000 円の追加は、秦荘体育館天井照明 9 基の修繕分でございます。

3 目給食費については幼児教育無償化に伴う給食費の免除による財源補正分でございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。13 番、辰己君。

○13 番（辰己 保君） 13 番、辰己。議案第 43 号 一般会計補正予算（第 4 号）に、反対します。

補正第 4 号は、保育料の無償化に伴う補正予算、愛知川小学校のフローティング事業に伴う補充教員、そして一般寄付金が示されて、これらを問題にすることはありません。ただ、補正予算第 4 号には 5 月に平成 30 年度の出納閉鎖が行われた結果、前年度繰越額 3 億 2,000 万円余が計上されたため、財政調整基金の繰戻額 2 億 8,000 万円余が補正されています。

平成29年度決算では、財政調整基金の当初予算額は6億1,375万円を全額繰り戻しています。近頃、普通会計における経常経費比率を持ち出す議論が行われるようになりました。当局も行財政運営の硬直化を強調しています。

確かに、経常経費比率も行財政上注意を要します。しかし、当局が意識的に人件費、扶助費、公債費の抑制を行うための現示なら会計全般を見ないで受益者負担を正当化しようとする恣意的ではと疑います。

法人税において、大口の法人税収入が見込めるようになり、基準財政収入額の推移を考察した時、経常経費比率にも変動を及ぼします。

安倍政権は法人事業税の一部を国税化し、司法への再配分を行います。これは地方財政に負担をもたらした上での財政確保です。これに合わせて逆進性の消費税で町民にも負担を強いてきています。

こうした安倍政治は、地方にも国民にも本当に負担を求めるだけでなく、地方政治においては財源確保の難しさ、厳しさ、こうしたものを押し付け、国民には大変な暮らしを押し付けていく。

逆にこうした時だからこそ、今国民の町民の暮らしを守る、経常経費を声高に言うばかりではなく、真に町の行財政の全体、財源の全体を見た上での町民の暮らしを守る政治、これを探究することが求められていると、このことを訴えて反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 議案第43号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、10月から開始される幼児教育の無償化に伴う歳入歳出経費の計上や特殊建築物定期調査において児童福祉施設としての建築基準法の基準を満たさない施設の工事費、本年5月に発生した大津市の痛ましい事故に伴い、通学路および幼稚園・保育園の散歩コースにおける危険箇所の緊急的修繕を行う工事費の計上となっております。

子どもたちの安心安全のための事業展開が期待できるものであります。年度の折り返しにおける大切な補正予算と捉え、今後も更なる適正な予算執行・予算管理をお願いしまして、議員各位におかれましても、ご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） これですべての討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第43号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第19、議案第44号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

[福祉担当政策監 岡部得晴君登壇]

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第44号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,754万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,269万9,000円とするものでございます。

事項別明細書の21ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、平成30年度の診療報酬の額が確定したことにより精算した結果、予算措置をしようとするために補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。12款諸収入2項雑入10目普通交付金は、過年度分としまして、平成30年度に滋賀県国民健康保険団体連合会に診療報酬の額として交付していた普通交付金が確定したことにより、返還されるために1,754万1,000円を追加するものでございます。

次に、歳出になります。次のページでございます。10款諸支出金1項償還金および還付加算金3目償還金については、前年度の診療報酬の額が確定したことにより、普通交付金の額も確定し、滋賀県へ返還が生じるため1,754万1,000円を追加するものでござ

います。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第44号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第20、議案第45号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第45号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明をさせていただきます。

議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,012万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,439万円とするものでございます。

28ページの事項別明細書を願いたいと思います。

今回の補正予算につきましては、福祉用具の購入および住宅改修の1件当たりの高額化と前年度の保険給付費ならびに地域支援事業の確定に伴いまして、財源ごとの負担割合で精算がなされるため、予算措置をしようとするものでございます。

まず、歳入の部でございます。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、福祉用具購入および住宅改修費の増額見込みによりまして、負担割合分として現年度分に24万円を追加するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金の福祉用具購入および住宅改修費の増額見込みによりまして、負担割合分といたしまして現年度分6万円を追加するものでございます。

4目地域支援事業交付金包括的支援事業（任意事業）は、前年度の事業実績によりまして、過年度分といたしまして135万9,000円の追加交付を受けるものでございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は福祉用具購入および住宅改修費の増額見込みによりまして、負担割合分として現年度分に32万4,000円を追加するとともに、前年度の保健給付費実績によりまして、過年度分といたしまして103万2,000円の追加交付を受けるものでございます。

5款県支出金1項県補助金1目介護給付費負担金は、福祉用具購入および住宅改修費の増額見込みによりまして、負担割合分といたしまして、現年度分に15万円を追加するものでございます。

29ページになります。2項県補助金2目地域支援事業交付金包括的支援事業（任意事業）は、前年度の事業実績により過年度分といたしまして65万4,000円の追加交付を受けるものでございます。

8款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金は福祉用具購入および住宅改修費の増額見込みによりまして、負担割合分として現年度分に15万円を追加するものでございます。

2目その他一般会計繰入金は繰越明許分における繰り入れ超過部分として28万1,000円を減額するものでございます。

4目地域支援事業繰入金包括的支援事業（任意事業）は、生産に伴い前年度が繰り入れ超過となっていたため7万6,000円を減額するものでございます。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は福祉用具購入および住宅改修の増額見込みによりまして、第1号被保険者保険料負担分として27万6,000円を追加するものでございます。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金は前年度の事業実績といたしまして 1,623 万 8,000 円を前年度繰越金に追加するものでございます。

30 ページお願いします。歳出の部でございます。2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 7 目居宅介護福祉用具購入費については、1 件当たりの購入金額が高額化したため 60 万円を追加するものでございます。

2 項介護予防サービス等諸費 6 目介護予防住宅改修費については、1 件当たりの改修費の費用額が高額化したため 60 万円を追加するものでございます。

6 款諸支出金 1 項償還金および還付加算金 1 目第 1 号被保険者保険料還付金は、平成 30 年度中に還付できなかった介護保険料 26 万 5,000 円を追加するものでございます。

3 目諸支出金は前年度の介護給付費ならびに地域支援事業の確定により、過年度分の負担金交付金として 1,384 万 5,000 円を返還するために追加するものでございます。

31 ページになります。2 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金は、前年度の事業実績に伴い余剰金といたしまして 481 万 6,000 円を積み立てるために追加するものでございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12 番、瀧君。

○12 番（瀧 すみ江君） 12 番、瀧 すみ江です。

この中に前年度繰越金、つまり決算に出ている 30 年度の繰越金ということになりますが、前年度事業実績で 1,623 万 8,000 円が出ています。これについて、どのように分析をしているのか。

前年度繰越金が 1,623 万 8,000 円出てきたということ、どのように分析しているのかということについて答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 前年度繰越金についてのご質問でございます。

国庫県費支払基金、各負担割合がございまして、その中での交付いただいている金額の精算という形になりますので、国庫、県費、支払基金交付金に関しては、それぞれの負担割合の超過分なり不足分の中で前年度繰越金が出てきております。

ただ、保険料につきましては、給付費の見込みに伴いまして徴収をしております。その部分については保険料の部分として積み立てをしているところでございます。

なお、その保険料の中には還付をすべき保険料も含まれているというような形になっ

ております。基本的には介護給付費自体が伸びていないという中で保険料の積立ができたというふうな認識を持っております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） そうしたら、第7期介護保険の計画が始まって、30年度は1年目に当たるわけですけれども、設定された保険料があります。決算を見させてもらいますと、ここにも基金での余剰が出ていますし、介護給付費準備基金が繰入もしていますけれども、後で積み増ししているの、差し引きすると余剰が出ていますし、30年度決算での取り崩しはされずに積み増しもしているの、結局、給付費が保険料を設定する時に、立てられた給付費よりも、見積もられた給付費より、この1年は低く抑えられたという判断でよろしいでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 基本的には計画の中で、おっしゃっていただいたとおりにはなると思いますが、元々見込みの中では保険給付の部分の伸びを見込んでおりました。

住民の皆さま方の介護予防に対する熱意なり努力によりまして、介護保険の給付は現在収まってきているのかなというふうに思っております。

今後も引き続き介護予防の方法に皆さま方に取り組んでいただくようお願いをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。議案第45号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に対して反対を表明します。

補正予算の歳入に前年度繰越金1,623万8,000円が計上されています。また、基金積立金は歳入で27万6,000円が取り崩しされておりますが、歳出では481万6,000円が積立金として計上されて、結局は454万円が増加しています。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の1年目になりますが、基金は平成30年度では積み立てが約371万円で、取崩はなく約7,100万円になり、約1,600万円が繰越金となっています。そのうえ、この補正予算では介護保険準備基金は454万円が土とな

って積み増しになっています。

介護保険料は3年間で、これから3年間のサービス料と給付費を見込んで基金の取り崩しも計算して設定されていますが、第7期が1年経過した時点で1,623万8,000円の繰越金と基金の積み増しは、給付費の設定が実際よりも高く見積もられていたことを証明し、保険料をもらい過ぎていることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。私は、議案第45号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に賛成する立場から討論を行います。高齢者が草原を持って自立した生活を続けられるように、介護を社会全体で支えるための介護保険制度がはじまりまして19年が経ちます。

また、本年度は第7期介護保健事業計画の中間年であり、一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの進化、推進を基本方針とするとともに、予防、介護、医療、生活支援、住まいと生活環境、生きがいや余暇の6つの分野について充実しながら事業は展開されています。今後ますます高齢化が進展することによって、要介護認定者が増加し、介護サービスに頼らざるを得ない高齢者が多くなってきている状況にあります。

今回の補正につきましては、居宅介護福祉用具購入費や介護予防住宅改修費が高額になったことによる増額補正、平成30年度の事業確定に伴う各負担割合の精算において、高不足となっていたものは過年度分として収入され、超過交付となっていたものは返還されるものであります。また、準備基金への積立など、会計処理上のルールに基づいた補正予算を計上されたものであります。

今後も必要な介護サービスの提供体制の充実と介護予防事業をより一層推進していただくことをお願いいたしまして、議案第45号 補正予算（第2号）を承認に賛成するものであります。議員皆さまのご理解をいただきたく存じます。よろしくお願いたします。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第45号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第21、議案第46号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

〔産業担当政策監 中村喜久夫君登壇〕

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第46号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

この補正予算ですが、財源補正のために総額については変更はございませんので、よろしく願いいたします。

第1条 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度愛荘町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を、次のとおり補正をする。

第1款資本的収入第2項の企業債、これは資本費平準化債でございます。発行可能額の確定で5,870万円の追加をするものでございます。第3項補助金、これは一般会計繰入金で資本平準化債の増額により5,870万円を減額するものでございます。

第3条 令和元年度愛荘町下水道事業会計予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり変更をするものでございます。資本費平準化債 既決予定額2億2,780万円、補正予定額5,870万円の追加、計2億8,650万円を変更するものでございます。

添付資料といたしまして、33ページには補正予算の実施計画、また34ページにキャッシュフローの計算書、35ページには貸借対照表、37ページには補正予算の実施計画説明書を添付しております。ご審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第46号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号～議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（竹中秀夫君） 日程第22、議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第28、議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで、一括議題にいたします。

なお、この決算説明につきましては、自席から説明を求めるとします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（中村治史君） それでは、失礼いたします。議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで、一括でご説明いたします。なお、恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めるものでございます。

議案説明の前に平成30年度の主な施策について説明いたします。

まず、第2次愛荘町総合計画を平成30年9月に策定したところでございます。その中の重点戦略プロジェクトを実行できる体制とするために、平成30年11月1日付けで組織機構の一部見直しを行い、「みらい創生課」「まちづくり協働課」の創設、地域福祉課と長寿社会課を統合し「福祉課」を創設、農林振興課と商工観光課を統合し「農林商工課」を創設、総務課と管理課を統合し「経営戦略課」を創設したものであります。

平成30年度の主な事業といたしまして、山川原地域総合センター改築事業、愛知川東小学校校舎等増改築事業、中山道愛知川宿活性化事業、旧愛知郡役所庁舎保存事業、消防ポンプ自動車購入事業、愛荘版スポーツ・健康づくり・地域づくり推進事業に取り組んだところでございます。

繰越事業におきましては第2次愛荘町総合計画策定事業、愛知川東小学校校舎等増改築事業、町道斧磨多賀線災害復旧事業など8事業の取り組みを行ったところでございます。

それでは、決算書に基づきまして順次説明をいたします。まず、平成30年度愛荘町一般会計決算からご説明いたします。決算書の5ページをお願いいたします。

歳入でございます。最下段、収入済合計金額でございます。100億7,986万4,818円でございます。不納欠損合計金額は、1,450万2,082円でございます。

続きまして、歳出でございます。9ページをお願いいたします。最下段、支出済合計金額は、96億5,335万3,611円でございます。歳入歳出差引残額は、4億2,651万1,207円でございます。うち基金繰入額は、1億8,160万円でございます。

次に、154ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度へ繰り越すべき財源を引きました実質収支額は3億7,431万3,207円でございます。

次、155ページ、財産に関する調書でございます。

1、公有財産（1）土地および建物でございます。最下段、土地の決算年度末の地籍は56万107.44㎡でございます。

建物の決算年度末の延べ面積は10万5434.55㎡でございます。増減内容は学校におきまして愛知川東小学校の増築に伴うもので1839.64㎡の増、その他の施設におきまして旧山川原保育園園舎の取り壊し、および生きがいセンターの作業所新築による増であります。

次に、156ページ、（2）物品でございます。消防車および自動車でございます。決算年度末、消防車は7台で増減はゼロ、自動車は54台で2台の減であります。

その下、（3）債権でございます。決算年度末現在高は愛荘町元気なまちづくり支援資金貸付は2,776万2,883円、町有財産賃貸借料は240万円であり、合計3,016万2,883円です。

次に、157ページ、（4）出資による件でございます。合計10件で決算年度末現在高は3,814万6,000円です。

次に、158ページ、（5）基金でございます。決算年度末現在高でございます。財政調整基金をはじめとする12基金の合計金額は48億7,820万4,000円であります。土地開発基金では現金で2億8,381万5,085円、土地が3万6481.85㎡、建物が1420.26㎡で

ございます。

次に、(6) 有価証券では西村教育基金が決算年度末現在高 24 万 6,953 円となっております。

続きまして、平成 30 年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について、ご説明いたします。

決算書 161 ページをお願いいたします。歳入でございます。最下段、収入済合計金額は 65 万 29 円でございます。不納欠損合計金額はゼロ円でございます。

続きまして、歳出でございます。163 ページをお願いいたします。最下段、支出済合計金額は 65 万 29 円でございます。歳入歳出、差し引き残額はゼロ円でございます。

次に、168 ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額および歳出総額は 65 万 29 円であり、同額でありますので、実質収支額はゼロ円でございます。

次に、169 ページ、財産に関する調書でございます。債権でございます。決算年度末現在高、住宅新築資金等貸付は 2,300 万 7,382 円でございます。

続きまして、平成 30 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計決算についてご説明いたします。決算書 173 ページをお願いいたします。歳入でございます。最下段、収入済額合計金額は 257 万 7,906 円でございます。不納欠損合計金額はゼロ円でございます。

続きまして、歳出でございます。175 ページをお願いいたします。最下段、支出済合計金額は 257 万 7,906 円でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

次に、180 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額および歳出総額が 257 万 7,906 円であり同額でありますので、実質収支額はゼロ円でございます。

次に、181 ページ、財産に関する調書でございます。土地でございます。決算年度末現在高 1 万 5509.88 m²でございます。

続きまして、平成 30 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計決算について、ご説明します。決算書の 185 ページをお願いいたします。

歳入でございます。最下段、収入済合計金額は 18 億 5,292 万 4,461 円でございます。不納欠損合計金額は 368 万 6,800 円でございます。

続きまして、歳出でございます。187 ページをお願いいたします。最下段、支出済合計金額は 18 億 1,774 万 5,188 円でございます。歳入歳出差引残額は 3,517 万 9,273 円でございます。

次に、202 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きしました実質収支額は 3,517 万 9,273 円でございます。次に、203 ページ、財産に関する調書でございます。基金でございます。決算年度末現在高 1 億 2,345 万 6,950 円でございます。

続きまして、平成 30 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計決算について、ご説明いたします。決算書 207 ページでございます。

歳入でございます。最下段、収入済合計金額は 1 億 8,137 万 9,689 円でございます。不納欠損合計金額はゼロ円でございます。

続きまして、歳出でございます。209 ページをお願いいたします。最下段、支出済合計金額は 1 億 8,085 万 9,867 円でございます。歳入歳出差引残額は 51 万 9,822 円でございます。

次に 216 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きしました実質収支額は 51 万 9,822 円でございます。

続きまして、平成 30 年度愛荘町介護保険事業特別会計決算について、ご説明いたします。

決算書の 219 ページをご覧ください。歳入でございます。最下段、収入済合計金額は 14 億 5,215 万 6,971 円でございます。不納欠損合計金額は 100 万 6,956 円でございます。

続きまして、歳出でございます。221 ページをお願いいたします。最下段、支出済合計金額は 14 億 3,591 万 7,698 円でございます。歳入歳出差引残額は 1,623 万 9,273 円でございます。

次に、242 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きしました実質収支額は 1,623 万 9,273 円でございます。

次に、243 ページ、財産に関する調書でございます。基金でございます。決算年度末現在高 7,102 万 6,724 円でございます。

続きまして、平成 30 年度愛荘町下水道事業特別会計決算について、ご説明いたします。

決算書の 247 ページをご覧ください。歳入でございます。最下段、収入済合計金額は 12 億 2,202 万 7,661 円でございます。不納欠損合計金額は 299 万 83 円でございます。

続きまして、歳出でございます。249 ページをご覧ください。最下段、支出済合計金

額は 11 億 7,172 万 2,854 円でございます。歳入歳出差し引き残額は 5,030 万 4,807 円でございます。

次に、258 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きしました実質収支額は 5,030 万 4,807 円でございます。

以上で平成 30 年度愛荘町一般会計および愛荘町各特別会計決算についての説明を終わります。

○議長（竹中秀夫君） それでは、監査委員の報告を求めます。10 番、河村君。

○代表監査委員（河村善一君） 10 番、河村善一です。

平成 30 年度愛荘町一般会計ならびに各特別会計歳入歳出決算の審査の結果を報告をさせていただきます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、令和元年 7 月 29 日提出のあった平成 30 年度愛荘町一般会計ほか各 6 特別会計の歳入歳出決算について、去る 8 月 5 日、6 日、8 日の 3 日間審査をした。

その結果は決算書の内容および予算の執行状況については、適正に行われているものと認めた。

令和元年 8 月 8 日

愛荘町長 有村国知様

愛荘町監査委員 山本憲宏
同 河村善一

結びに平成 30 年度の決算審査に関しまして、以下の項目について監査委員の意見とする。

1、防災対策について

近年、大雪や台風の巨大化、熱中症など自然環境が以前と比べガラリと変わってきております。そのため、防災も一時的な対応ではなく、継続的な対策が必要となってきました。

その点、昨年の台風 21 号に対する町をあげての対策、すなわち議会の日程の変更や災害廃棄物について町内 2 ヶ所の仮置き場の設置等、適切な対策であったと思います。

2、継続的な政策

町長の施政方針が町の行政のあり方に大きな影響を与えます。しかしながら、継続的に行われてきた施政を町長の交代により大きく変更することは施政の歪みに生じるこ

とつながり、変更により生じるメリットよりもデメリットの方が大きい場合が多いと考えます。

継続的に行われる施策において急に方向転換するのではなく、現施策の検討を行い、次代政策やデメリットが生じているものについては、町民に認知してもらってから廃止や方針転換していくことが必要と考えます。

その点で検討委員会を設け、今までに施策について、町民の理解を得ながら十分検討をされている点は適切な対応であると思います。

3、適切な職員の育成指導

必要な部署には人を厚く配置し、不要な部署の人員は削減していくことが必要となります。メリハリをつけた適切な職員の配置は組織の効率的な運営にとって必要なことであります。また、上席者が職員の状況をチェックを指摘していくことは健全な組織の運用という点からも必要です。

適切な時期に報告が上がるように指導し、適切でない行為が行われるときに、その時点で指摘するように行われることを望みます。さらに、組織運営の基本でもある報告・連絡・相談を徹底していただくことを求めます。

終わりになりますが、今後とも住民ニーズを取り入れ、住民福祉の向上と愛荘町発展のため町長以下職員一丸となって推進されることを期待し、監査報告といたします。以上です。

○議長（竹中秀夫君） これより議案47号から議案第53号までの質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、外川君。

○8番（外川善正君） 8番、外川善正です。これから質問しようとすることは、私は総務産建常任委員会の方に属しております。それで、内容については教育民生常任委員会に属する質問になります。この11日から始まる委員会では私は教民の委員会には傍聴しかできません。

そして、18日の決算総合特別委員会、これは「細かい数字ではなく、大きな枠で協議をしてください」という議会の決まりになっております。だから、私が教民の事項に関して説明する場所は全く今の議会の規則の中ではないわけです。だから、今、議長が「質疑はありませんか」と言われた時に、質問できるかというのが疑問でしたし、できるのだったら今したいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 質疑はできますので、8番、外川君。

○8番（外川善正君） 8番、外川善正。処遇改善手当のことについて質問させていただきます。

処遇改善手当というのは、介護保険にもありますし、保育の関係にもあります。今回は介護保険事業の中で、処遇改善手当が支給される分について質問したいと思いません。

この数日前、テレビでも放映していましたように、介護職員の賃金が低いと、あの時は全国で320万という話が流れてきました。そこで、いったい介護職員の給料が低いという判断基準は、本町ではどこら辺のところを指しておられるのか。まず1点、それを聞きたいです。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） ご質問にお答えいたします。

低いという基準の部分については、もちろん今おっしゃられた処遇改善の部分が付いていかななくてはならないという中での全体的な待遇の給付費の中での職員への給与部分として、給与は低いと言える判断がされている中での処遇改善という認識は持っておりますが、具体的に金額的な部分については、行政として判断をしている部分ではございませんので、ご承知いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） ありがとうございます。なかなか抽象的な質問で答えが見つからなかったと思いますが、そもそも処遇改善手当というのは、年寄りの方が施設を利用されます。

皆さん、たぶんご存知だと思いますけれども、その時に一定額の使用額+処遇改善手当というのが付きまして、例えばそれは1人の方が一日どこかの施設に行かれます。それが1万円でしたら、費用が国保から給付されるお金が1万円としたら、その中の9割が国から施設へ下りてきます。

あとの1割は利用者からいただくと、そして、その9割の中、いろいろな施設がありますが、一般の通所介護、小規模多機能、認知症、それらの施設で処遇改善手当にかける基準値、パーセンテージを事前に町に申告して承認していただいた率をかけたやつがその施設に下りてきます。

そして、利用者の方も同じように、そのパーセンテージをかけたやつは施設に払われ

ます。その場合は、施設によってそれをとらないところもあります。

今話をちょっとこちらに置いておきまして、一般企業で例えるならば、自分のところで何かを仕入れて販売して、その手数料で収益を上げる、その収益を1ヵ月トータルして、その中から何人かの方に給料として配分していく。

でも、介護保険はちょっと違います。その利用された人数を申請していただく。その時に載ってくるお金というのは介護保険料なり、税金なり、それが返ってくるんです。

一般の方がするのは自分が自らが動いて得たお金を分配する。ところが、介護保険事業では利用された量によって国から給付金をもらう。そこが大きく違うんです。

それもまた1つこちらに置いておいて、処遇改善手当てというのは、みんながみんな、その施設の中には事務をしておられる人、給料の計算をしておられる人、清掃されている人、車で送迎されている方、いろいろな方がおられます。その中でも特定の人、介護職員の方、直にお年寄りとやりとりをしている部分の方に下りるお金です。

だから、施設によって、その部分に入らない、対象とならない方に自分のところの収益を全部配分してあげて、残った低いところに処遇改善手当てを下すことも可能です。それは施設によって違います。

そこで、一番最初聞いた質問が一体そのもらっておられる介護職員、介護に携わっておられる介護職員の方の基本のベースはいくらであるのか。そうでなければ、本当に高いところに処遇改善手当てをどんどん送っていったら、我々の介護保険料とか、皆さんが払っている金の中から渡しているわけです。

だから、そこは難しいですけれども、町として、その業務に携わっておられる方が、いくらやというのは毎年1回、処遇改善手当ての報告というのがあります。その中には施設の給与の配分までは見えない。そこが先ほど政策監が言われた見えない部分はそこなんです。

でもそこら辺をやはり今後は考えて、それは県なり国の方に言って、本当に適切に使われていたら、いいんですけれども、適切に使われていなかったら、介護保険料を安くするとか、そういうのをいろいろなところに反映していただきたいので、質問させてもらいました。なにかコメントがあれば、お願いします。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） コメントということでお答えしたいと思います。処遇改善加算につきましては、元々介護職員というのは、ものすごく不足している中で、

なかなか資格は持っておられますけれども、介護の職に就かれる方がおられないという中で、少しでも魅力のある、賃金的には魅力のある職とするために加算を設けられてきた部分というようなことを、私は認識しております。

その中で、もちろん加算部分については、利用者も負担していただくということになってまいりますので、通常より負担が高くついてでも、そこの事業所でお世話になりたいというような気持ちを持って利用される方が多くおられるという中で、事業所が成り立っていくのではないかなというふうに思っております。

加算につきましては、先ほどもおっしゃられたように、資格をお持ちの方にしか付かないという中で、なかなか加算をいただいても、配分についてはご苦労いただく部分も事業所にはあると思います。

そういう点については、国の方に適正な給与がいただけるような形の方法ということをやはり訴えていく必要はあるのかなというふうには思っておりますので、またご意見等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（竹中秀夫君） ほかにありませんか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。これは事務的な話になると思いますので、副町長にお尋ねをしたいと思っております。と申しますのは、やっぱり副町長は県からお見えですし、町の行政レベルを上げるという責務を大きく持っておられると思っておりますので、お尋ねしたいと思っております。

今ここで30年度の決算ということですが、30年度の予算を見ますと、重点事業ということで上げられています。例えば、基本目標がありまして1番は住みたい町とか、町民が輝き活気にあふれるまちづくりとか、そういうようないろいろな重点事業をあげられまして、1つの例ですけれども、例えば、総合政策課でしたら、地域まるごと活性化プラン策定推進事業、これは予算額15万円、あるいはまちづくり活動支援事業30万円、こういうように重点事業を上げられているわけです。

決算概要を見ますと、今まででしたら、ある程度重点事業についての総括がされているんですが、今年度（30年度）を見る限り、下に5～6行は書いておりますけれども、事業の総括としては見当たらないと思っております。

やはり、予算において重点事業だということで位置づけたものにありましては、やはりその総括をきっちりと決算の中でも示していくべきだと考えております。

1つはその点の考え方をお願いしたいのと、来週からそれぞれの委員会や特別委員会

で詳細な説明を受けるわけですが、その席でも所管されているところの重点事業の、まず決算というのは事業あつての数字だと思うのです。事業内容がわからなくて、ただ数字だけを報告いただくということだけは避けていただきたいと思いますので、そういうような方向で説明をしていただくように、ぜひともお願いをしたい。

この2点、まず副町長に、お願い方々ご意見を伺いたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、愛荘町の決算の概要につきましては、それぞれ事業ごとに大まかな概要、そして金額の方も全体を含めた数字をあげさせていただいているということで、評価等、細かな記載なり、そういったものが省略されているということでございます。

こちらの決算書の方は全事業ということになりますと、かなりのボリュームになるということで、それぞれの自治体でこういった形で調書をまとめるかというのは、今までの契約の中で定められているのかなと思っております。

自治体によりましては、それぞれ事業については総合計画なり、次の実施計画の中でローリングをして評価なりを一定別として決算書の方では簡略化していると、もしくは省略させていただいているというようなところもあろうかと思えます。書類の整理、評価の、さらに検証というか、確認はいろいろな手法があるのかなと思っております。

今、西澤議員の方からご指摘いただいた点につきまして、一定、それぞれ来週から決算特別委員会で、それぞれ留意しながら説明は各課に注意して対応していけるようにしていきたいと思えます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ちょっと聞き間違えたかもわかりません。確認の意味でお尋ねするんですけれども、ボリュームの点をお出しになったのですが、全事業ではなくて、予算であげた重点事業についてはやはり総括する必要がありますから、事業の進捗度なり、そういうことも含めて、予算に対しての決算ですから、総括をお願いしたいと、そのところの説明をぜひしっかりとお願いしたいと、こういうことをお願いしているわけです。

できれば重点事業だけ取りまとめたものをいただければ、それに越したことはないのですが、そういうことを是非とも、町民の目から見て、予算書にある重点事業の結果はどうなったんやなど、そういうことがわかるような決算書でないと、単に数字だ

け見ようというのでは、なかなか理解がしがたいなと思いますので、再度その点をお願いしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

予算の方で重点事業ということで整理しているものについての説明をしっかりとさせていただきたいということで、お聞きしたということで、まず決算特別委員会は早速も来週始まるということで、ただいまお話のあったような整理をしてというのは時間的に厳しいかなと考えておりますが、予算の際に重点事業というものについて一定きちんと説明をできるように来週は臨ませていただきたいと思います。

あと、今後のことについてはまたそれぞれ所管、どういう形でまとめられるのかどうかを含めて検討させていただければなと思っております。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号 平成30年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、会議規則第39条第1項の規定により議長を除く全議員で構成する予算・決算特別委員会にこれに審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は予算・決算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、議案第48号から議案第53号まで所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。

よって議案第48号 平成30年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから議案第53号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまで、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎休会の宣告

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。議事の都合により9月7日から9月23日までの17日間、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって9月7日から9月23日までの17日間、休会することに決定しました。

本日は、これで延会します。再開は9月24日（火）、当日は午前9時から全員協議会を開催します。よろしくお願ひ申し上げます。

また、議会運営委員会を9月20日（金）午後1時30分から開催しますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれで延会します。大変ご苦勞さまでした。

延会 午後4時39分